

おおさかの環境

2024

（大阪府環境白書より）



あなたの意識が地球を変える

はじめに

大阪府では、2023年度(令和5年度)の環境の状況や取り組んでいる施策について府民の皆様に分かりやすくお伝えするため「大阪府環境白書2024年版」を作成しました。

2023年は日本の年間平均気温が過去最高を記録し、気候変動の影響と考えられる様々な異常気象、自然災害が発生し、地球温暖化対策は待ったなしの状況です。こうした中、国では、「GX2040ビジョン」、「エネルギー基本計画」、「地球温暖化対策計画」の3つの計画を2024年度内にまとめるなど、脱炭素型社会・経済への移行に向けた議論が活発に行われています。

大阪府では大阪・関西万博開幕を目前に控え、世界が目指すカーボンニュートラルに向けて取組を進めているところです。万博会場では、脱炭素化の技術や環境に係る様々な取組が披露される予定です。

巻頭特集では、私たちを取り巻く環境問題やその解決に向けての動向を知るために、「2023年度以降における環境・エネルギー分野の主要なできごと」として世界、日本、大阪府それぞれの状況及び取組みを掲載しています。

また、2024年度の府の施策・事業についても紹介していますので、府民や事業者のみなさまの環境活動などに本書をお役立てください。

目次

巻頭特集

2023年度以降の環境・エネルギー分野の情勢	1
------------------------	---

序章 おおさかの環境の状況

おおさかの環境の状況	9
------------	---

第1章 計画的な環境政策の推進

1 環境基本条例等の施行	21
2 環境総合計画に基づく施策の推進及び進行管理	22

第2章 各分野において講じた施策

1 脱炭素・省エネルギー社会の構築	24
2 資源循環型社会の構築	43
3 全てのいのちが共生する社会の構築	51
4 健康で安心して暮らせる社会の構築	57
5 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進	76

第3章 環境データ

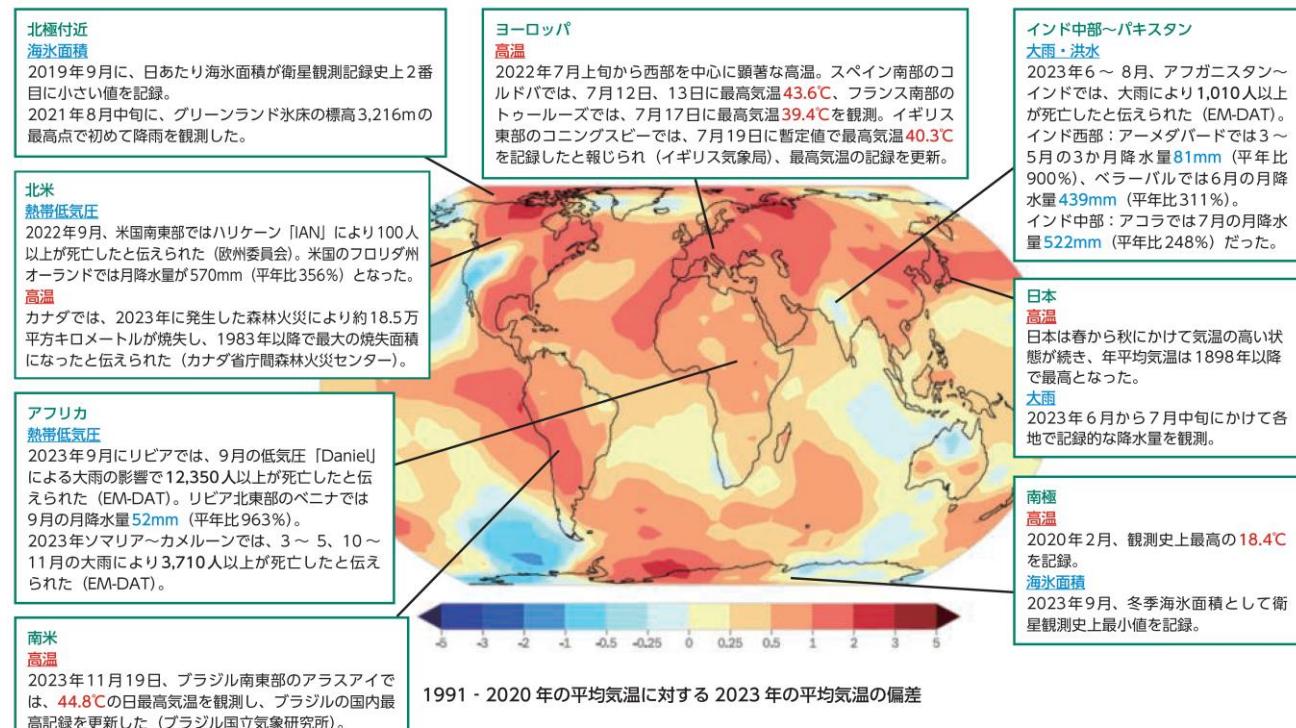
巻末資料

第1章 世界・我が国の動き

世界・我が国における気候変動の状況

異常気象と直面する環境の危機

世界気象機関(WMO)や気象庁の報告によると、2023年は世界各地で様々な気象災害が見られ、6月から12月の全てで月間の最高平均気温を更新し、観測史上最も暑い年でした。国内においても、1946年の統計開始以降、夏として北日本及び東日本で1位、西日本で1位タイの高温になり、6月から7月にかけては全国各地で線状降水帯が発生するなど大雨が発生し、これらによる河川氾濫及び土砂災害の被害が発生しました。



2023年の世界各地での異常気象(出典:環境省 令和6年版 環境・循環型社会・生物多様性白書)

国内の熱中症による救急搬送人員や死亡率は高い水準で推移しており、2023年の5月から9月の全国の熱中症救急搬送人員は、調査開始以降、2番目の多さとなっています。また、2018年から2022年までの死者数の平均値は1,313人となりました。熱中症による死者数は増加傾向が続いており、近年は年間1,000人前後の年が多くなっています。



熱中症による死者者数(5年移動平均)の推移

(出典:環境省 令和6年版 環境・循環型社会・生物多様性白書)

気候変動対策に向けた国際目標～国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)の開催状況～

COP29 2024年11月開催 @バクー(アゼルバイジャン共和国)のポイント

COP29では、先進国が2035年までに途上国への地球温暖化対策資金(気候資金)として年3,000億ドルを支援すること、途上国を含めた世界全体で全ての公的及び民間の資金源からの途上国向けの気候資金を2035年までに年1.3兆ドル以上に拡大するため行動すること、に合意しました。

また、パリ協定第6条の完全運用化にも合意しました。これにより、先進国が温室効果ガスの排出削減につながる技術や資金を途上国に提供し、途上国が削減した排出量の一部を先進国側の実績として計上できるようになり、更なる排出量の減少が期待されます。

世界中で気候変動が影響とみられる記録的な猛暑や豪雨等が頻発する中で、途上国の脱炭素化等を支援する気候資金を確保すること等によって、気候変動の影響を最も受けやすい途上国が必要な対策を講じることが期待されます。

パリ協定…COP21(2015年開催)で採択された気候変動問題に関する国際的な枠組みです。

第六次環境基本計画

環境基本計画とは

環境基本計画は、環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものであり、5年後程度が経過した時点を目途に見直すこととなっています。2024年5月21日に第六次環境基本計画が閣議決定されました。第六次環境基本計画は、第一次環境基本計画が策定されてちょうど30年という節目に策定されるものであり、「環境保全と、それを通じた現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング/高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げています。

第六次環境基本計画が目指すもの

第六次環境基本計画では、環境保全を通じた、現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング/高い生活の質」を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」(「環境・生命文明社会」)の構築を目指すとされています。また、科学に基づくスピードとスケールの確保やネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策において可能な限りトレードオフを回避し、統合・シナジーを発揮すべく取組むとされています。

「ウェルビーイング/高い生活の質」には、長年続けてきた構造的問題に対して、現在及び将来の国民ニーズに直接的に応えるという「考え方を変える」発想のもと、環境政策を通じて、現在及び将来の国民が、地球や我が国の明日に希望を持てるようにしていきたい、という願いも込められています。

「ウェルビーイング/高い生活の質」に貢献しつつ、社会を「新たな成長」に導くには、これまで市場においてあまり評価されていなかった「環境価値」が評価され、消費者が環境価値の高い製品・サービスを選択すること(経済全体の高付加価値化)も必要になります。環境価値を活用した経済の高付加価値化に向けた取組としては、①環境価値の見える化・情報提供、②消費者等の意識・行動変革、③需要創出、④インセンティブ、⑤カーボンプライシング、⑥規制・制度があります。

また、循環共生型社会は、第五次環境基本計画においても書かれていますが、第六次環境基本計画ではそれをさらに発展させて、「環境収容力を守り環境の質を上げることによって成長・発展できる文明」とされて

います。循環共生型社会を実現するために、将来にわたって「ウェルビーイング/高い生活の質」をもたらす「新たな成長」の視点を踏まえ、第六次環境基本計画においては、以下の 6 つの分野について重点政策が記載されています。

1. 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
2. 自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値向上
3. 環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり
4. 「ウェルビーイング/高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現
5. 「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装
6. 環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献



第六次環境基本計画の基本的な考え方(第一部)(出典:環境省 令和 6 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書)

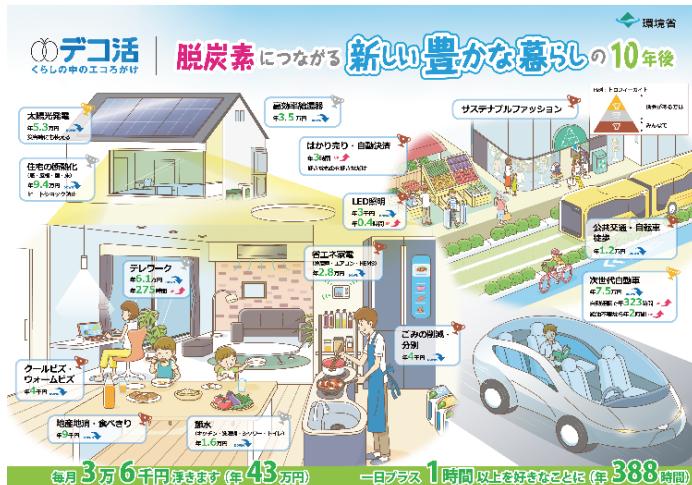
ライフスタイルの転換

デコ活

我が国は、2050 年までにネット・ゼロ(炭素中立)、温室効果ガスの「排出量」から森林吸収源等による「吸收量」を差し引いて合計を実質的にゼロにすること、を宣言しました。この目標を達成するためには、今までの「大量消費・大量消費・大量破棄」のライフスタイルから、温室効果ガスの排出量を減らし、廃棄物を減らして 3R + Renewable による資源循環や自然資源を大事にする視点でライフスタイルを変えていく必要があります。

ネット・ゼロの実現に向けて、暮らし・ライフスタイル分野でも大幅な CO₂ 削減が求められます。消費者の

行動変容、ライフスタイルの変革を促すため、我が国では、2022年10月に「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」を開始し、2023年7月に「デコ活(二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む”デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉)」を愛称として決定しました。デコ活では、衣食住・職・移動・買い物など、生活全般にわたる国民の将来の暮らしの全体像「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」を提案し、国民・消費者の豊かな暮らし創りを後押しするものです。



新たな豊かな暮らしの提案内容

(出典:環境省 令和6年版 環境・循環型社会・生物多様性白書)

サステナブルファッショントピック

衣類は、原材料となる植物の栽培や染色等で大量の水が使われます。また、我が国で売られている衣料品の約98%は海外からの輸入品で、製造及び輸送過程においてCO₂が排出されるなど、ファッショントピックは、近年、環境負荷が大きい産業と指摘されるようになりました。現状として、衣類を手放す枚数より購入する枚数の方が多い、1年間に1回も着られない服が一人当たり35着もあると言われています。さらに、手放した衣服がリユース・リサイクルを通じて再活用される割合は約34%と低い値となっています。そのため、サステナブルファッショントピックの推進が求められています。

サステナブルファッショントピックを実現していくためには、環境配慮製品の生産者を積極的に支援するとともに、消費者も①服を大切に扱い、リペアして長く着る、②古着販売・購入などのリユースでファッショントピックを楽しむ、③可能な限り長く着用できるものを選ぶ、④環境に配慮された素材で作られた服を選ぶ、⑤店頭回収や資源回収に出して、資源として再利用する、などを意識して行動していくことが大切です。

#SUSTAINABLEFASHION

平均すると1日あたり
大型トラック約120台分の服が
焼却・埋立処分されています。

日本の家庭から焼却・埋め立てされる服は、
年間約45万トン。
廃棄量の削減が課題です。

環境省

#SUSTAINABLEFASHION

一着を長く着て
サステナブルファッショントピック

今ある服を今年捨てずにもう1年長く着れば、
日本全体で約3万1千の廃棄削減につながります。

環境省

#SUSTAINABLEFASHION

私たちの取組みが求められていること

- 服を処分するときに、回収しやすくなる
- 何がサステナブルなファッショントピックなのか
分かりやすく情報発信する
- 服のリペアやリユースをもっと利用しやすくなる
- 安く買え、流行のシーズンが終わったら
処分するサイクルを見直す
- 生産工程で環境問題に
どう配慮しているかの情報が分かるようにする
- 商品の環境負荷や環境配慮に関する情報が
購入時に分かるようにする

環境省

サステナブルファッショントピック(出典:環境省 サステナブルファッショントピック HP)

第2章 大阪府の動き

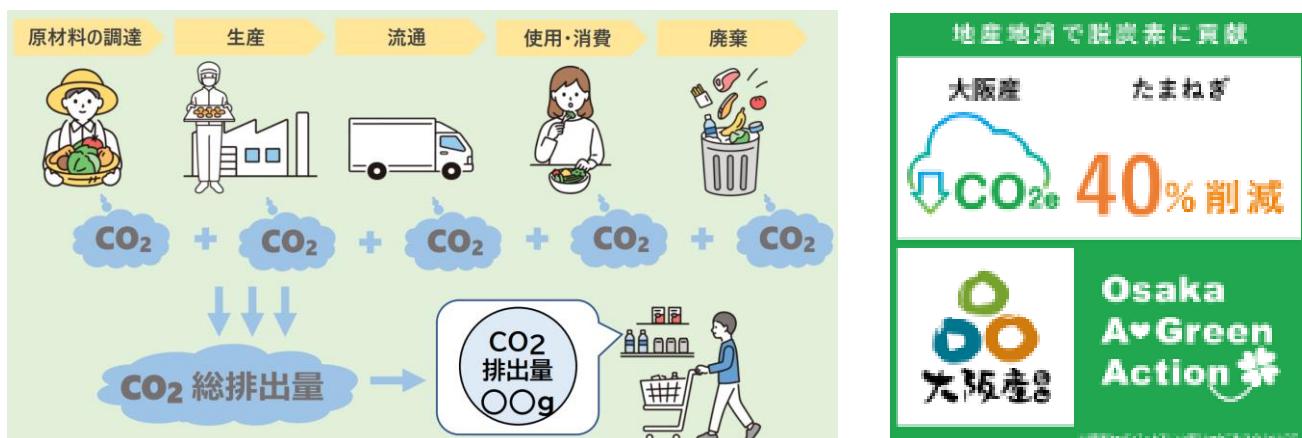
大阪府では、現在及び将来にわたり府民の健康で文化的な生活を確保することを目的として、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「2030 大阪府環境総合計画」を策定し、同計画に基づき環境分野の様々な施策を実施しています。本章では、2023年度以降の主な施策等について紹介します。

脱炭素・省エネルギー社会の構築に向けた取組

カーボンフットプリント(CFP)

商品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量を CO₂ に換算して、商品やサービスにわかりやすく表示する仕組みのことをカーボンフットプリント(CFP)と言います。商品に係る CO₂ 排出量を「見える化」することで、事業者と消費者の間で CO₂ 排出量削減行動に関する「気づき」を共有できるといった効果が期待されます。

大阪府では、大阪産農産物が一般的な農産物と比較して地産地消等で CO₂ 排出量が少ないことを表示する「大阪版 CFP ラベル」をはじめ、商品やサービスへの CFP の表示を進めています。CFP が表示された CO₂ 削減効果の高い商品・サービスを選択・購入することで誰でも脱炭素に貢献できます。



左:CFP のイメージ、右:大阪版 CFP ラベル

中小事業者高効率空調機導入支援事業

大企業を中心としたサプライチェーン全体での脱炭素化が求められるなか、脱炭素経営宣言を行った中小事業者を対象として、事業者におけるエネルギー消費割合の多い空調機の高効率化に対する支援を行いました(補助率:1/2以内、補助上限額:15,000千円)。空調機は照明に次いでエネルギー消費割合が多く、高効率空調機への更新は、約 4 割の省エネ効果が期待されます。



高効率空調機の例

脱炭素経営宣言

事業者の脱炭素化の取組みを促進するため、2023年度から新たに「脱炭素経営宣言登録制度」を創設し、地域の関係機関と連携して事業者における脱炭素経営を支援しています(宣言事業者数:2025年1月9日時点で9,255事業者)。

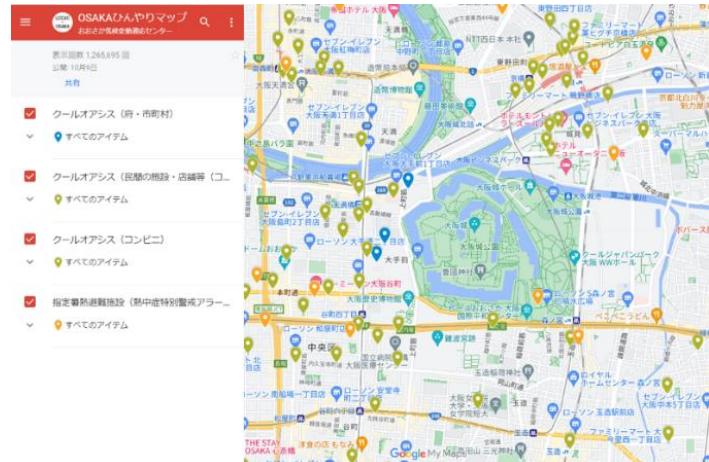
大阪府では、宣言事業者に対して脱炭素経営宣言登録証を発行するとともに、府HP等で広くPRし、それぞれの事業者の取組状況に応じた最適な各種支援(CO₂排出量の見える化ツール、省エネ診断、補助金・ESG融資等に関する情報提供)を行います。宣言事業者には、CO₂削減目標の設定や省エネ取組の推進など、宣言項目に応じて脱炭素経営に取り組んでいただいている。

暑さをしのげる涼しい空間(クールオアシス)

大阪府では、2020年より、猛暑から府民の命を守るとともに健康被害の軽減を図ることを目的に、事業者の皆さんから施設や店舗等を「暑さをしのげる涼しい空間(クールオアシス)」として提供いただく「クールオアシスプロジェクト」を実施し、原則5月から9月まで開放しています。協力いただいている施設や店舗等には、「協力標識」が掲示されています。(2024年9月末時点2,100軒)

国においては、熱中症対策を強化するため、2023年に気候変動適応法が改正され、2024年4月1日に施行されました。同法の改正により、2021年に全国展開が始まった熱中症警戒アラートが「熱中症警戒情報」として法に位置付けられ、さらに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の「熱中症特別警戒情報」が創設されました。また、市町村長は冷房設備を有する等の要件を満たす施設(公民館、図書館、ショッピングセンター等)を指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)として指定することができるようになり、指定暑熱避難施設の管理者は熱中症特別警戒情報が発表されたときは、その期間中、指定暑熱避難施設を開放しなければならないとされました。

暑さが厳しさを増す中、2024年大阪府では、クールオアシスプロジェクト協力施設・店舗等のほか、同様に府民に開放している公共施設や熱中症特別警戒情報発表時に開放される指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)を一元的に閲覧し、府民がより気軽に暑さをしのげる場所を見つけることができるよう「OSAKAひんやりマップ」を作成しました。(掲載数:2024年10月末時点3,097軒、閲覧数:2024年12月末時点約150万件)



左:おおさかクールオアシスプロジェクト協力標識、右:OSAKAひんやりマップ(作成:おおさか気候変動適応センター)

生物多様性保全に向けた取組

「堺第7-3区共生の森」が自然共生サイトに認定

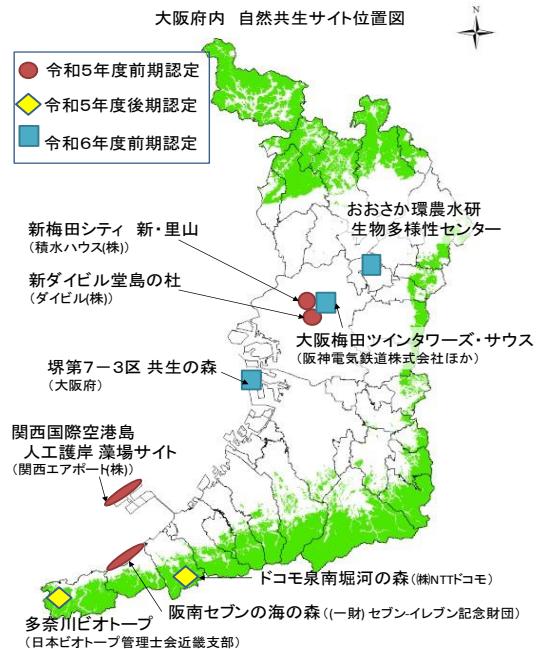
環境省はネイチャーポジティブ実現のための取組の一つとして、企業の森や里地里山、都市の緑地など「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定する取組を令和5年から開始しました。大阪府域では、令和6年10月に府も活動に参画する「堺第7-3区共生の森」が自然共生サイトに認定され、累計の認定数は9箇所となりました。

堺第7-3区は、堺市臨海部に位置する産業廃棄物最終処分場で、そのうち約100haにおいて20年以上にわたり府民や企業、NPO連携による森づくりが進められています。

その結果、モニタリング調査でこれまでに1,000種以上(哺乳類:4種、鳥類:約100種、昆虫類:約500種、植物:約400種など)が確認されており(令和5年度末時点)、豊かな生態系が見られる多様な自然環境が創出されています。



堺第7-3区共生の森



○大阪府内の自然共生サイト一覧(R7年1月時点)

- ・新梅田シティ新・里山
- ・新ダイビル堂島の社
- ・関西国際空港港島 人工護岸 藻場サイト
- ・阪南セブンの海の森
- ・ドコモ泉南堀河(せんなんほりご)の森
- ・多奈川ビオトープ
- ・大阪梅田ツインタワーズ・サウス
- ・おおさか環農水研 生物多様性センター
- ・堺第7-3区 共生の森

循環型社会の実現に向けた取組

大阪府におけるサステナブルファッショントリニティの推進

大阪府ではサステナブルファッショントリニティの推進に向けて、包括連携協定を締結している事業者をはじめとした賛同企業・自治体と、不要な衣類の回収からリユース、リサイクル等までの循環の構築を目的として、環境省のモデル実証事業を令和6年10月9日から12月1日にかけて実施し、府内65拠点で不要となった衣類の回収を行いました。大阪府咲洲庁舎に設置した回収ボックスでは、約300kg、約1,200着の衣類を回収しました。

今後、さらに賛同企業・市町村を募り、業界の垣根を超えた大阪発の「サステナブルファッショントリニティ」を令和7年4月に構築し、衣類における資源循環の大規模モデルの確立をめざします。



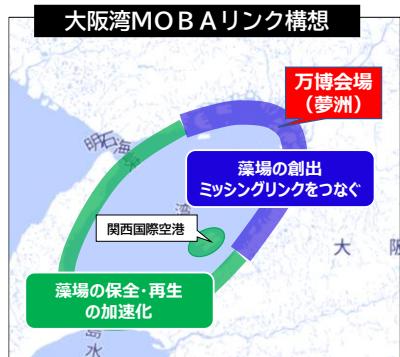
回収ボックスの様子

「豊かな大阪湾」に向けた取組

大阪湾 MOBA リンク構想

大阪湾 MOBA リンク構想とは、大阪湾におけるブルーカーボン生態系(藻場・干潟)のミッシングリンクとなっている湾奥部(貝塚市から神戸市東部)における創出や、湾南部・西部における保全・再生を、大阪・関西万博等を契機として、民間企業・地域団体等と連携して加速化することにより、大阪湾沿岸をブルーカーボン生態系の回廊(コリドー)をつなぐ構想のことです。

大阪湾 MOBA リンク構想の実現を目指し、兵庫県とともに「大阪湾ブルーカーボン生態系アライアンス(MOBA)」を令和 6 年 1 月 24 日に設置しました。大阪湾における藻場等の創出意欲のある民間企業、団体、漁業者、大学、自治体等が情報共有や新たな取組の検討・実施を行い、大阪湾のブルーカーボン生態系の保全・再生・創出を加速していきます。



大阪湾 MOBA リンク構想
(出典:国土地理院地図をもとに府が作成)



港湾エリアでの藻場創出実証事業
(ワカメの種糸とワカメを根づきやすくするパネルを設置)

(参考)EXPO2025 グリーンビジョン

令和 7 年 4 月 13 日から 10 月 13 日に 2025 年日本国際博覧会(大阪・関西万博)が開催されます。万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」に基づき、脱炭素・資源循環に関して大阪・関西万博でめざすべき方向性や核となる対策の候補等について、EXPO2025 グリーンビジョンが示されています。同ビジョンは、以下の考え方のもと、脱炭素編、資源循環・循環経済編、自然環境編及び横断的事項の 4 編構成で整理されています。

グリーンビジョンの基本的な考え方

- (1)先進性/経済性のある技術や仕組みの導入
- (2)供給、需要両面にわたる技術や仕組みの導入
- (3)来場者等の理解促進を図り、行動変容を起す仕組みの導入
- (4)会場内だけでなく会場外も含めた広域エリアを対象とした実証・実装プロジェクトの実施
- (5)グリーン成長戦略／重点産業分野における需給両面の取組推進
- (6)スタートアップ企業、民間企業、民間団体等様々な主体の参加促進

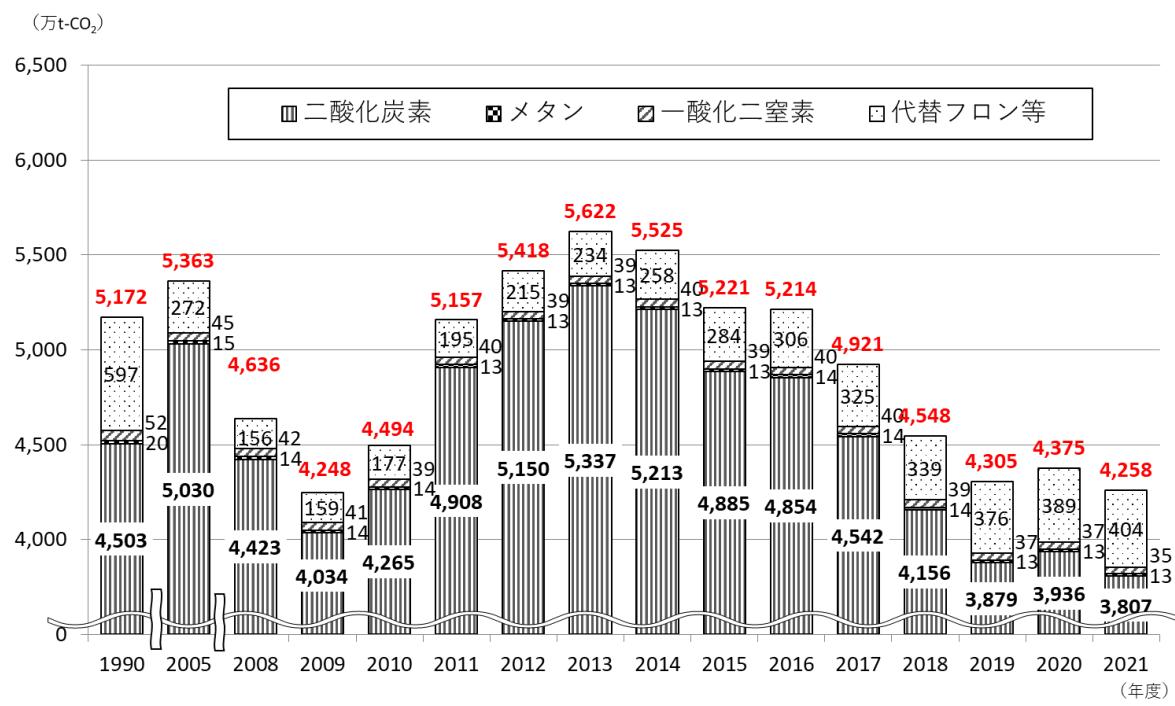
また、万博では、再生可能エネルギーの利用や省エネ、カーボンクレジット等を利用したカーボンニュートラルな会場運営がされるとともに、ペロブスカイト太陽電池などのカーボンニュートラル最先端技術の実装・披露や、万博会場内の生ごみ等を利用したメタネーションの実証、自動運転 EV バスによる万博会場内の移動、大阪ヘルスケアパビリオンでの多様なバイオプラスチック製品の展示などが実施される予定です。

序章 おおさかの環境の状況

1 脱炭素・省エネルギー

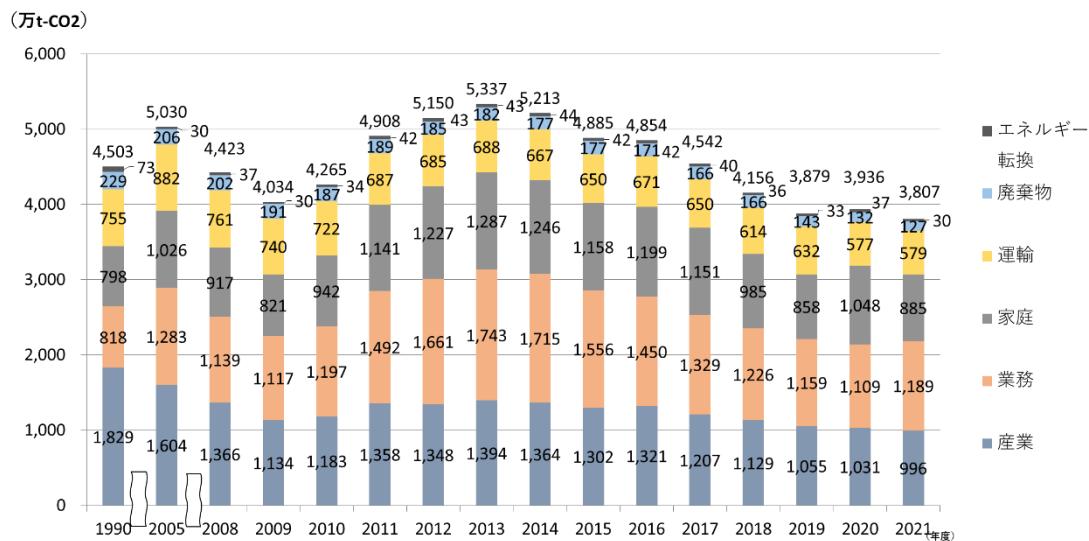
- 温室効果ガスの排出量については、2021年度は4,258万トンであり、2020年度の4,375万トンと比べて2.7%減少しています。主な減少要因は、電気の排出係数※の減少によるものと考えられます。

※電気の排出係数とは、使用電力量1kWh当たりの二酸化炭素排出量を表す係数



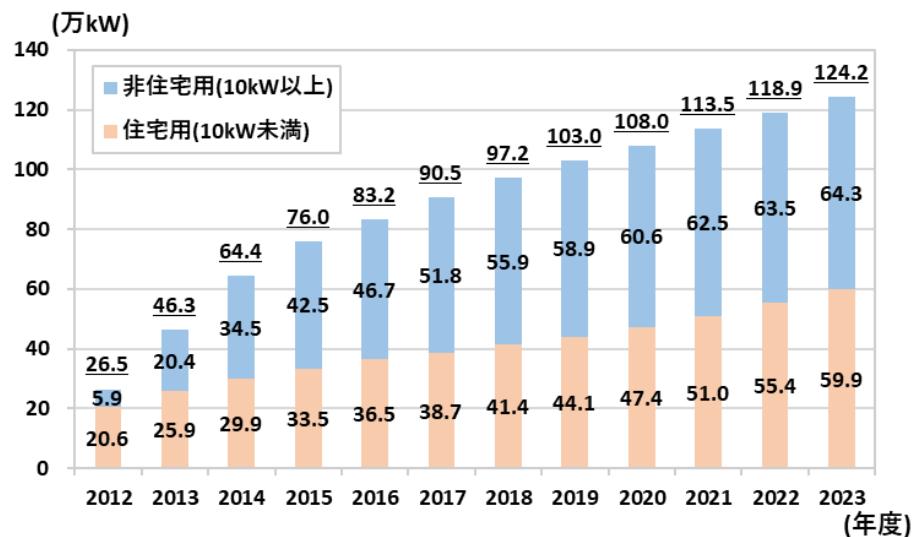
府内における温室効果ガス排出量の推移

- 二酸化炭素の排出量については、2021年度は3,807万トンであり、2020年度の3,936万トンと比べ、3.3%減少しています。基準年度である2013年度と比べても、各部門は減少しています。



府内における二酸化炭素排出量の推移

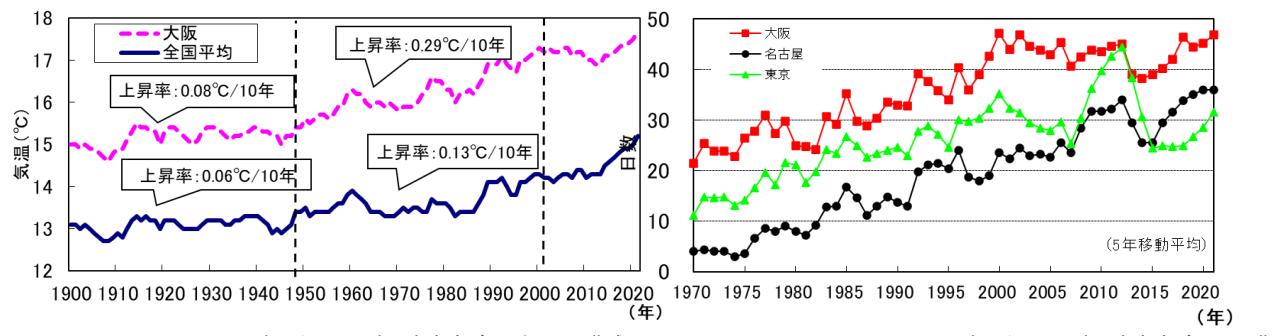
- 太陽光発電設備の2023年度の導入量は124.2万kWであり、2022年度の118.9万kWと比べ5.3万kW増加しています。



府内における太陽光発電設備導入量の推移

- 年平均気温は、日本平均を上回る変化率で長期的に上昇しています。地球温暖化の影響を除外した大阪・豊中・枚方の3地点平均の熱帯夜数は、おおさかヒートアイランド対策推進計画で基準年としている2000年と比べ、2021年では6日減少しています。真夏日数については、近年70~90日の範囲で推移しています。

※日本平均(年平均気温):都市化によるヒートアイランド現象の影響が少ない全国15都市の年平均気温の平均値であり、この気温上昇分は地球温暖化による影響と考えられる。

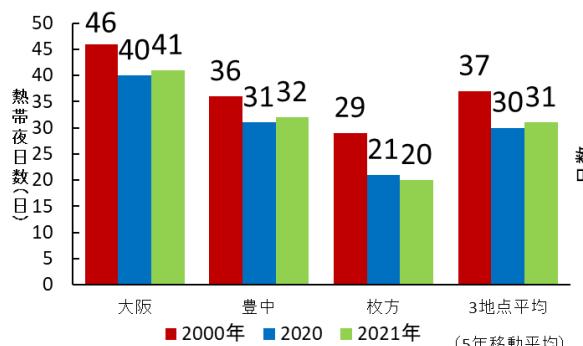


※1898年から2023年の気象庁データを用いて作成

※1968年から2023年の気象庁データより作成

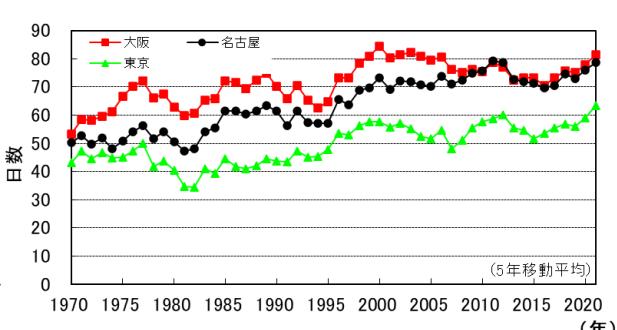
年平均気温の推移

大都市における熱帯夜数の推移



※1998年から2002年、及び2017年から2023年の気象庁データを用いて作成

地球温暖化による影響を除いた熱帯夜日数の比較



※1968年から2023年の気象庁データを用いて作成

大都市における真夏日数の推移

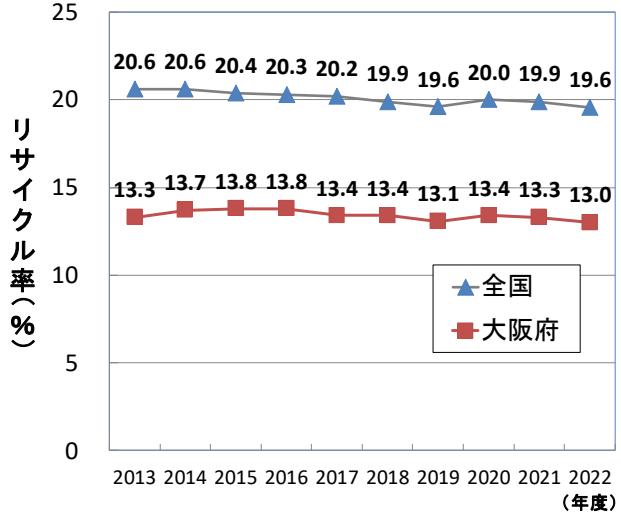
2 循環型社会

- 一般廃棄物について、2022 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 899g／人・日で 2021 年度の 911g／人・日より減少しています。リサイクル率は 13.0% で近年横ばい傾向にあります。



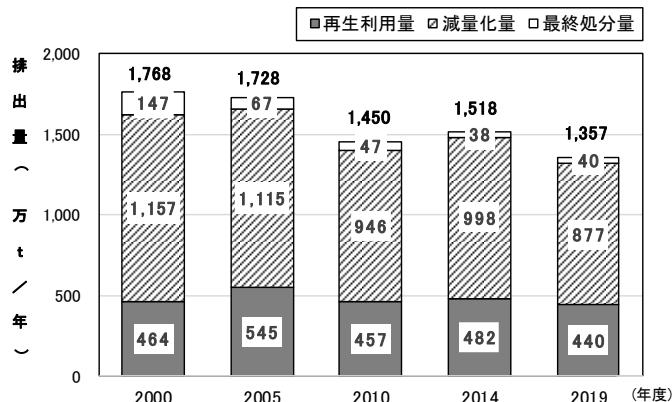
一般廃棄物排出量の推移

注)四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。



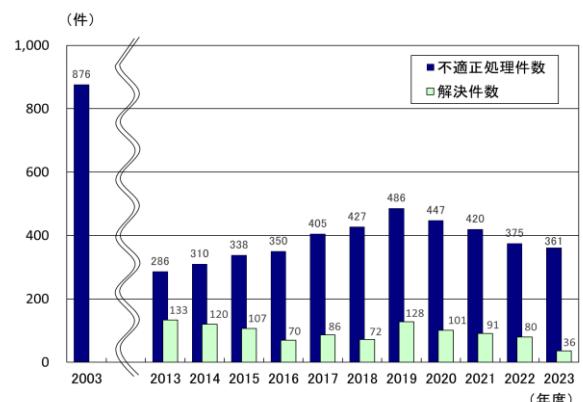
一般廃棄物のリサイクル率の推移

- 産業廃棄物について、2019 年度の最終処分量は 40 万トンであり、2014 年度の 38 万トンと比べ 3.7% 増加しています。また、不法投棄等の不適正処理の件数は 2019 年度以降減少傾向にあり、2003 年度のピーク時から半減しています。



産業廃棄物の最終処分量等の推移

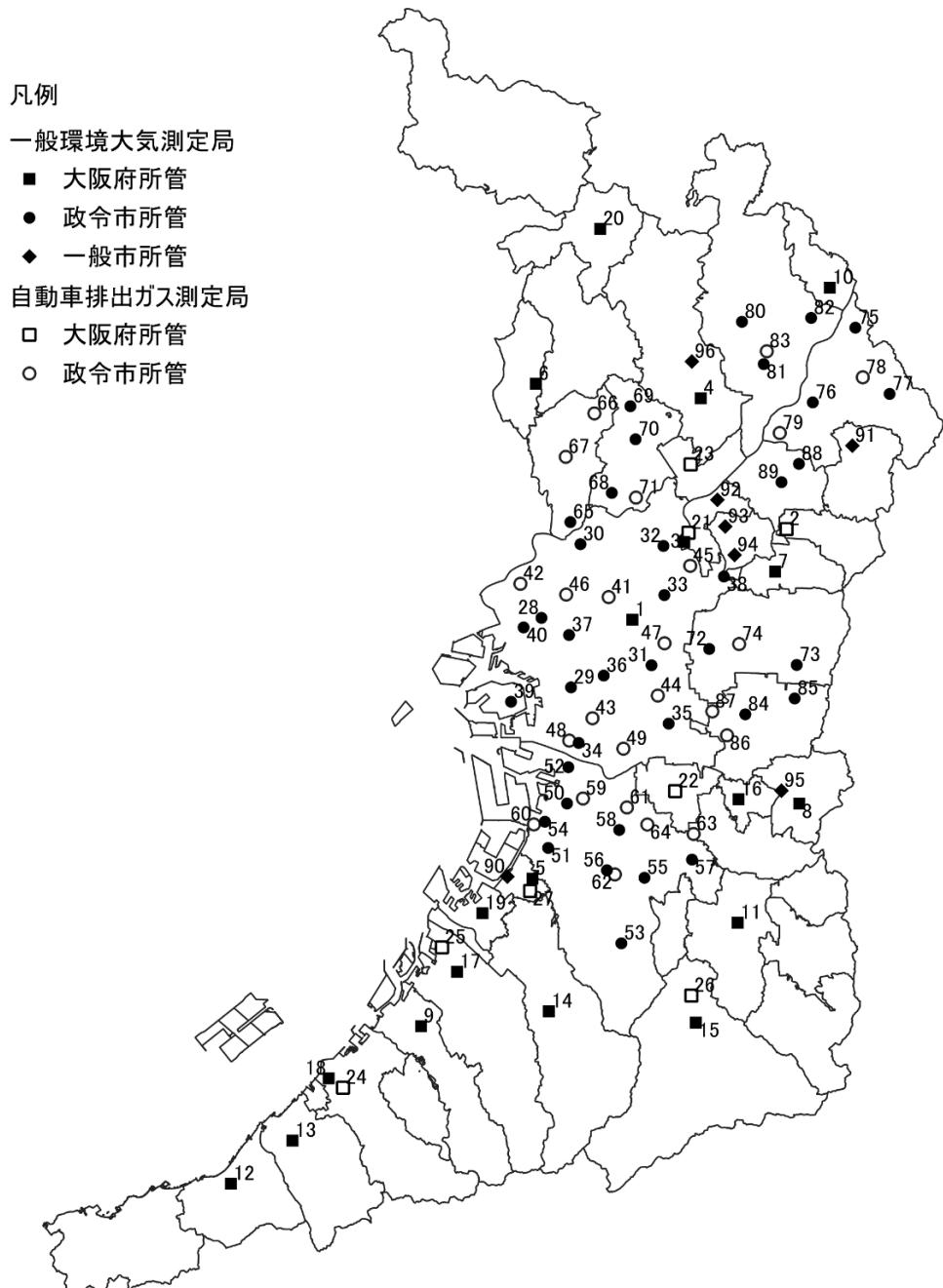
注)四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。



産業廃棄物の不適正処理件数

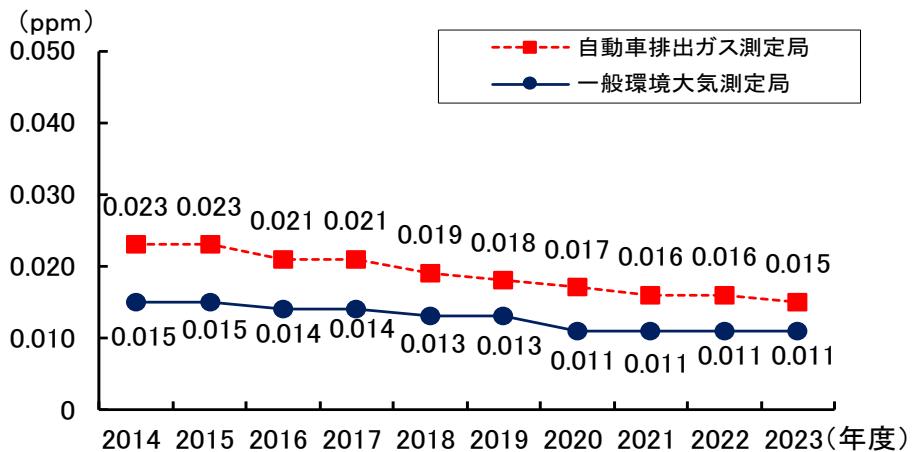
3 大気環境

- 一般環境大気測定局 64 局、自動車排出ガス測定局 32 局で大気環境調査を行いました。なお、以降に示す生活環境保全目標の達成状況については、有効測定局を対象としています。

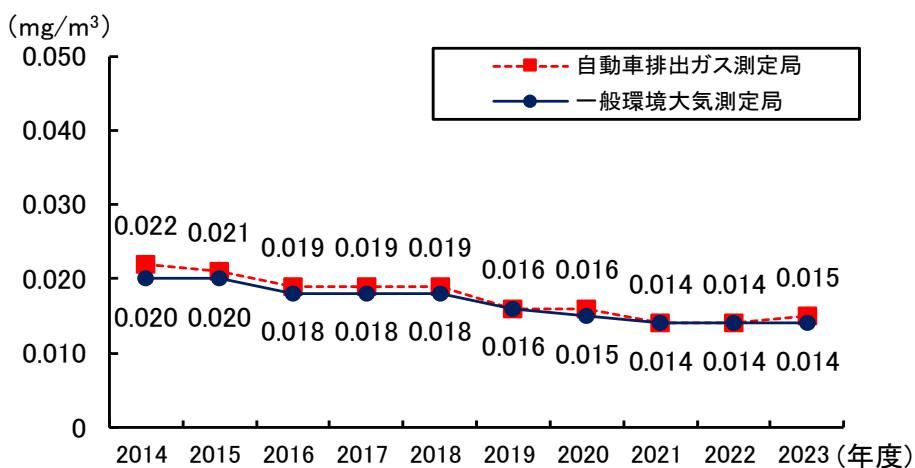


大気の常時監視地点図
(2023年度稼働測定局)

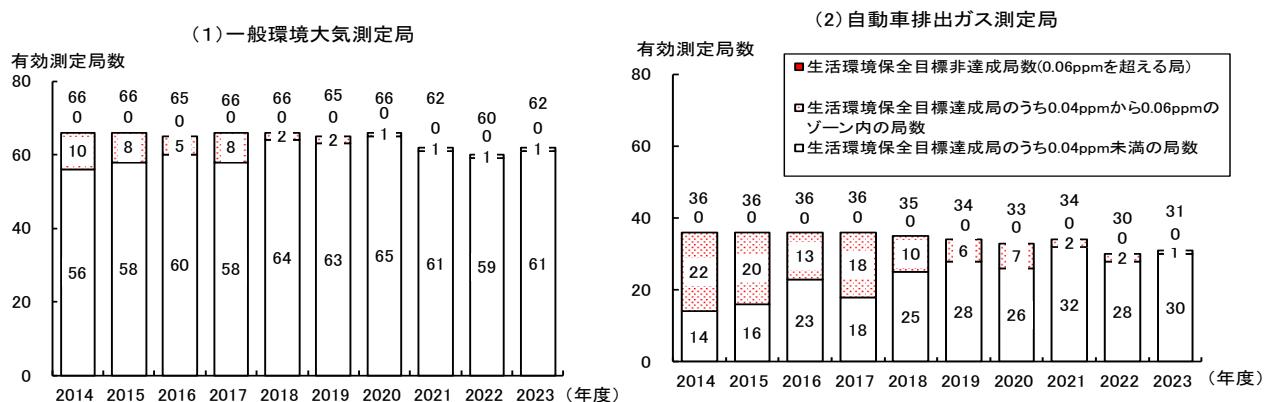
- 二酸化窒素と浮遊粒子状物質の濃度については、長期的に改善傾向で推移しています。2023 年度は、二酸化窒素は93 局全局で、浮遊粒子状物質は84局全局で、それぞれ生活環境保全目標を達成しました。



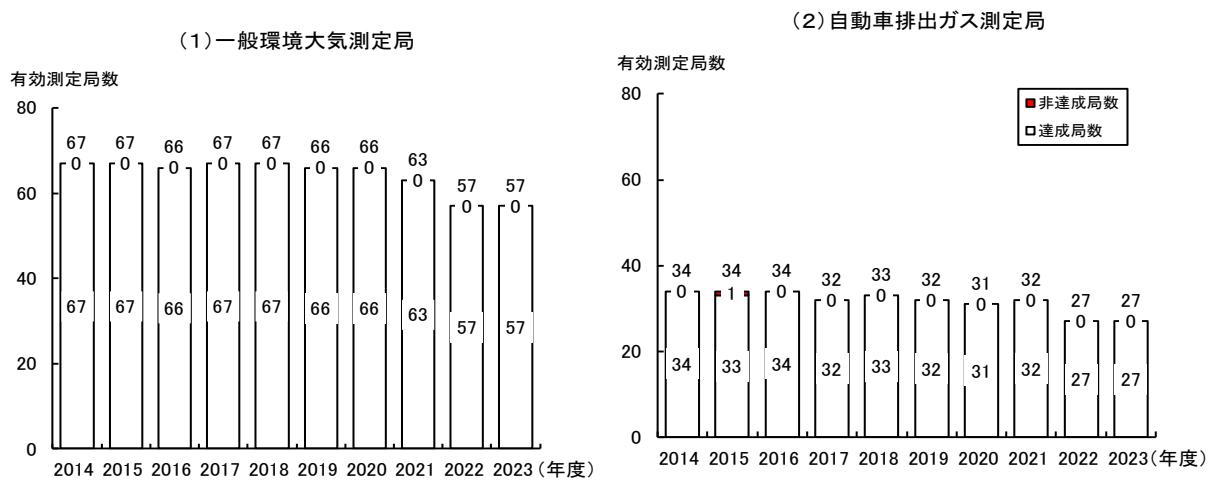
二酸化窒素濃度(年平均値)の推移



浮遊粒子状物質濃度(年平均値)の推移

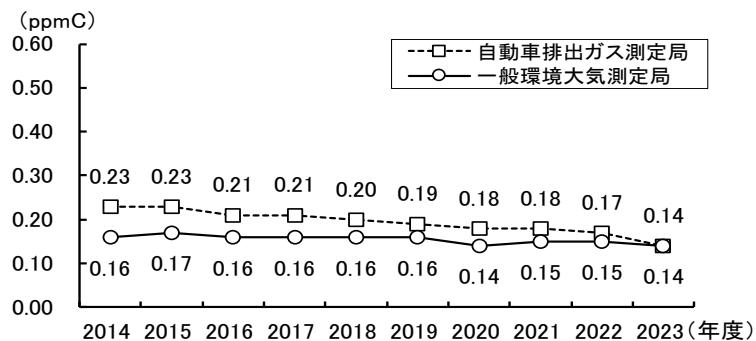


二酸化窒素の生活環境保全目標達成局数の推移

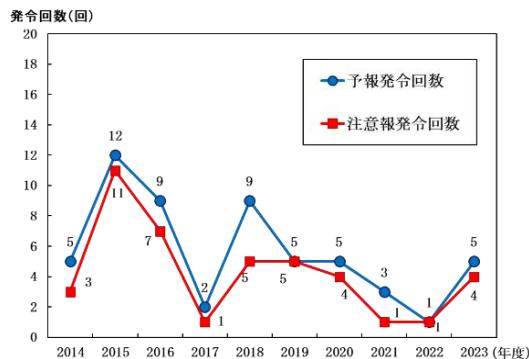


浮遊粒子状物質の生活環境保全目標達成局数の推移

- 光化学オキシダントについては、2023 年度は、63 局全局で生活環境保全目標を達成しませんでした。光化学オキシダントの原因物質である非メタン炭化水素の年平均濃度については、緩やかな改善傾向で推移しています。2023 年度の光化学スモッグ注意報の発令回数は4回でした。年度によって気象条件による変動が大きく、発令回数は増減しています。

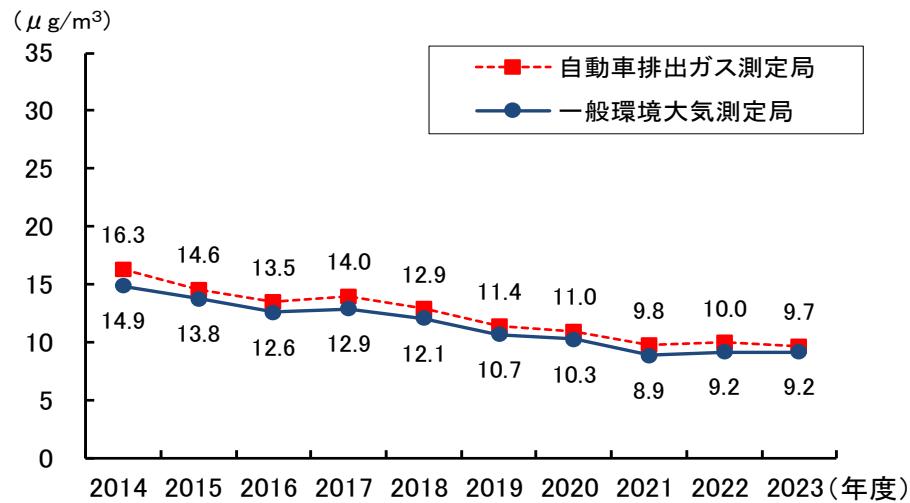


非メタン炭化水素濃度の推移 (午前6時から午前9時の3時間平均値の年平均値)

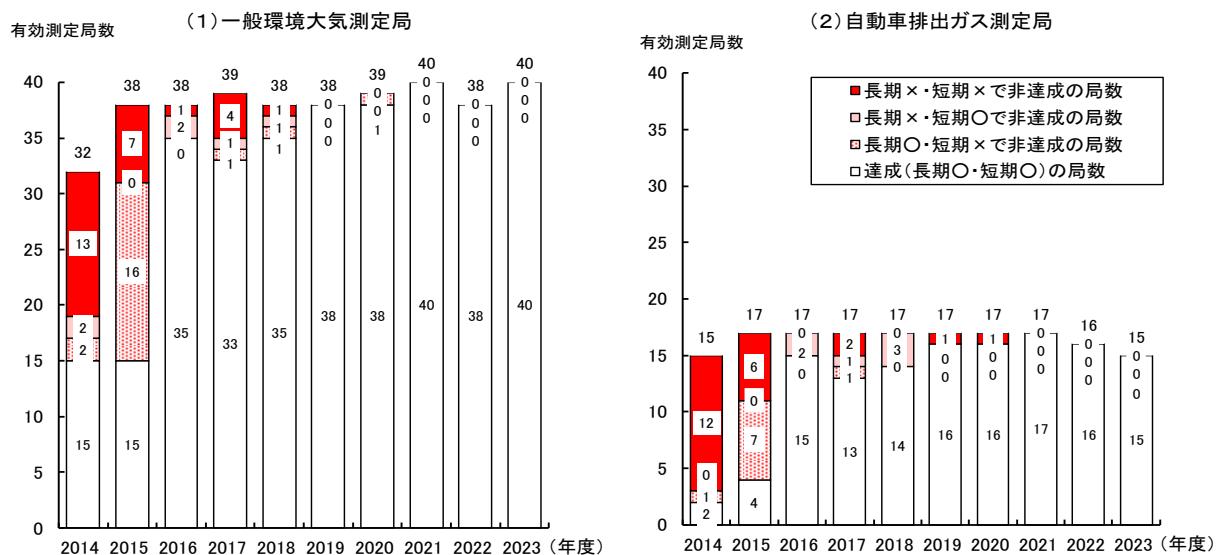


光化学スモッグ発令回数の推移

- 微小粒子状物質(PM2.5)の濃度については、改善傾向で推移しています。2022年度は55局全局で生活環境保全目標を達成しました。



PM2.5 濃度(年平均値)の推移



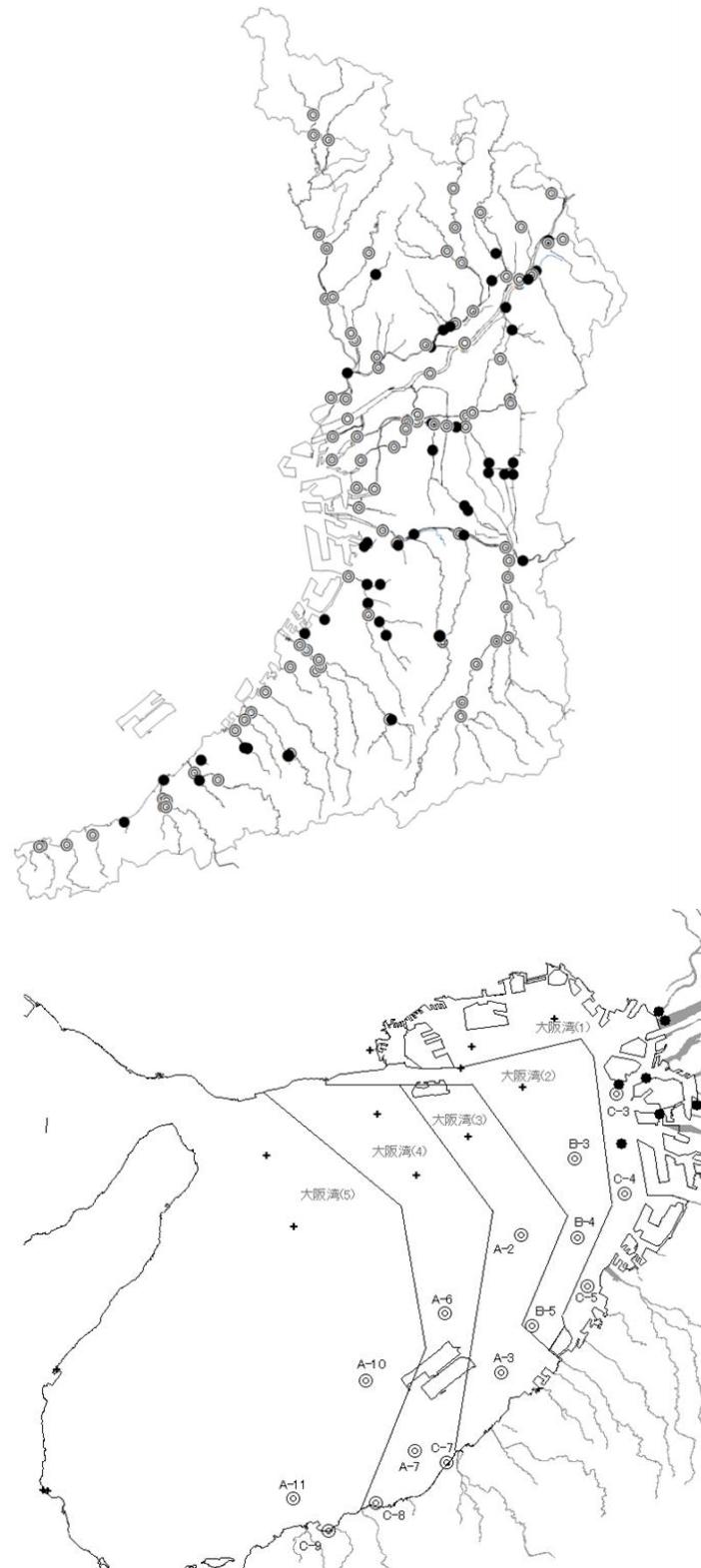
注1 凡例の「長期」は長期基準、「短期」は短期基準、「○」は達成、「×」は非達成をいう。

注2 生活環境保全目標は長期基準と短期基準とともに達成(長期○・短期○)することが必要。

PM2.5 の生活環境保全目標達成状況

4 水環境

○ 河川については、100 河川 139 地点、海域については、22 地点で水質調査を行いました。

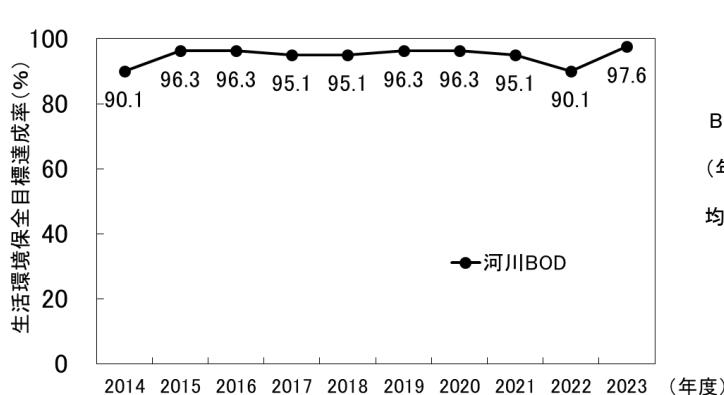


河川及び海域の常時監視地点図

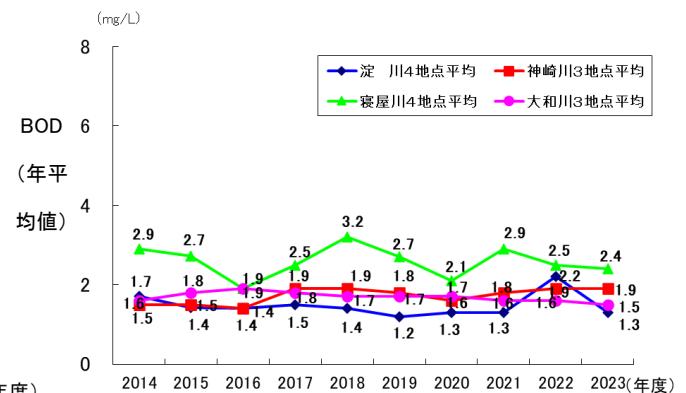
◎:環境基準点 ●:準基準点
※ただし、+は兵庫県の環境基準点(COD)

- 府域の河川及び海域の水質は、これまでの工場・事業場の排水処理対策や生活排水対策等によって大きく改善してきました。
- 河川の代表的な汚濁指標である生物化学的酸素要求量(BOD)の生活環境保全目標達成率は、近年ほぼ横ばいで90%を上回っており、2023年度は97.6%でした。
- 海域の代表的な汚濁指標である化学的酸素要求量(COD)の生活環境保全目標達成率は、近年は横ばいの傾向にあり、2023年度は66.7%でした。

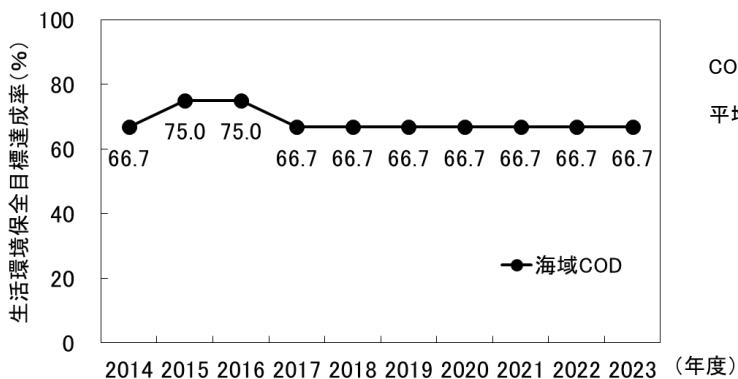
※兵庫県の測定地点を含め水域ごとに評価



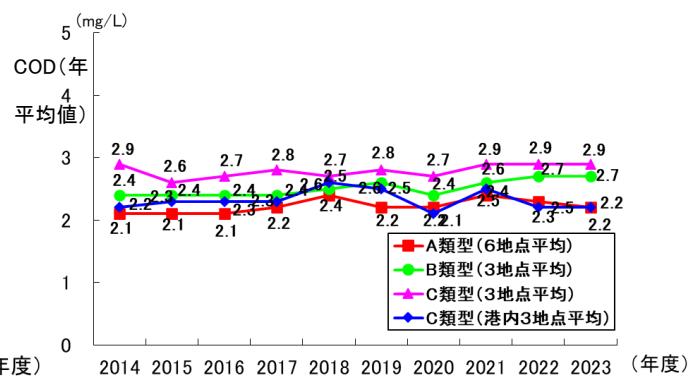
河川の BOD の生活環境保全目標達成率の推移



府内主要河川の BOD(年平均値)の推移



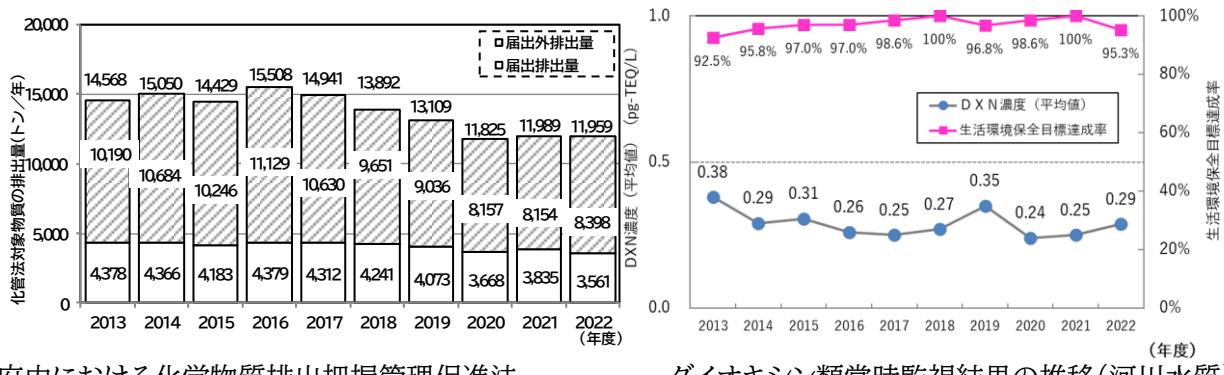
海域の COD の生活環境保全目標達成率の推移



大阪湾の COD(大阪府測定点・全層年平均値)の推移

5 化学物質

- 環境中への化学物質の排出量は概ね減少傾向であり、また、河川水質のダイオキシン類濃度(平均値)は緩やかな改善傾向で推移しています。

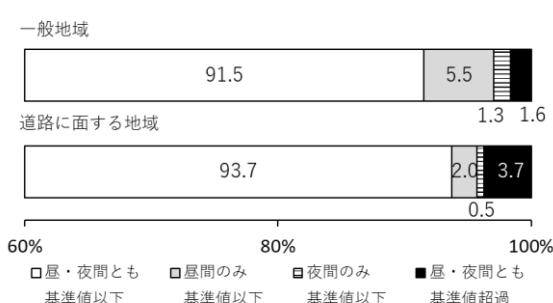


府内における化学物質排出把握管理促進法
(化管法)対象物質の排出量の推移

ダイオキシン類常時監視結果の推移(河川水質)

6 騒音

- 道路に面する地域における生活環境保全目標達成率(昼・夜間とも基準値以下)は近年 94%程度で推移しており、2022 年度は 93.7%でした。

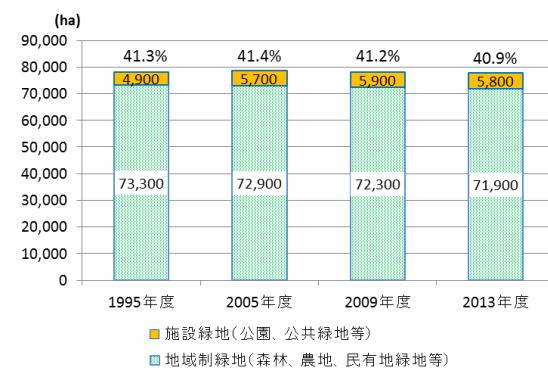
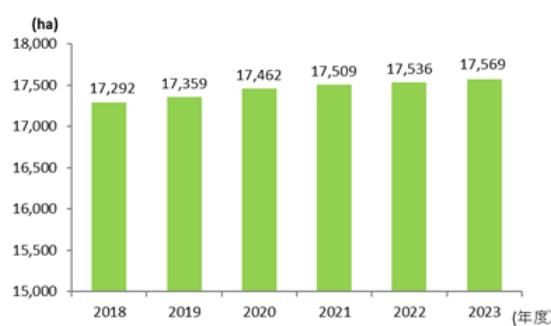


2022 年度騒音に係る生活環境保全目標達成状況

道路に面する地域における生活環境保全目標達成率の推移

7 自然環境

- 指定した保安林面積は、2023 年度時点で 17,569ha です。また、緑地面積は、府域の約4割を維持しています。



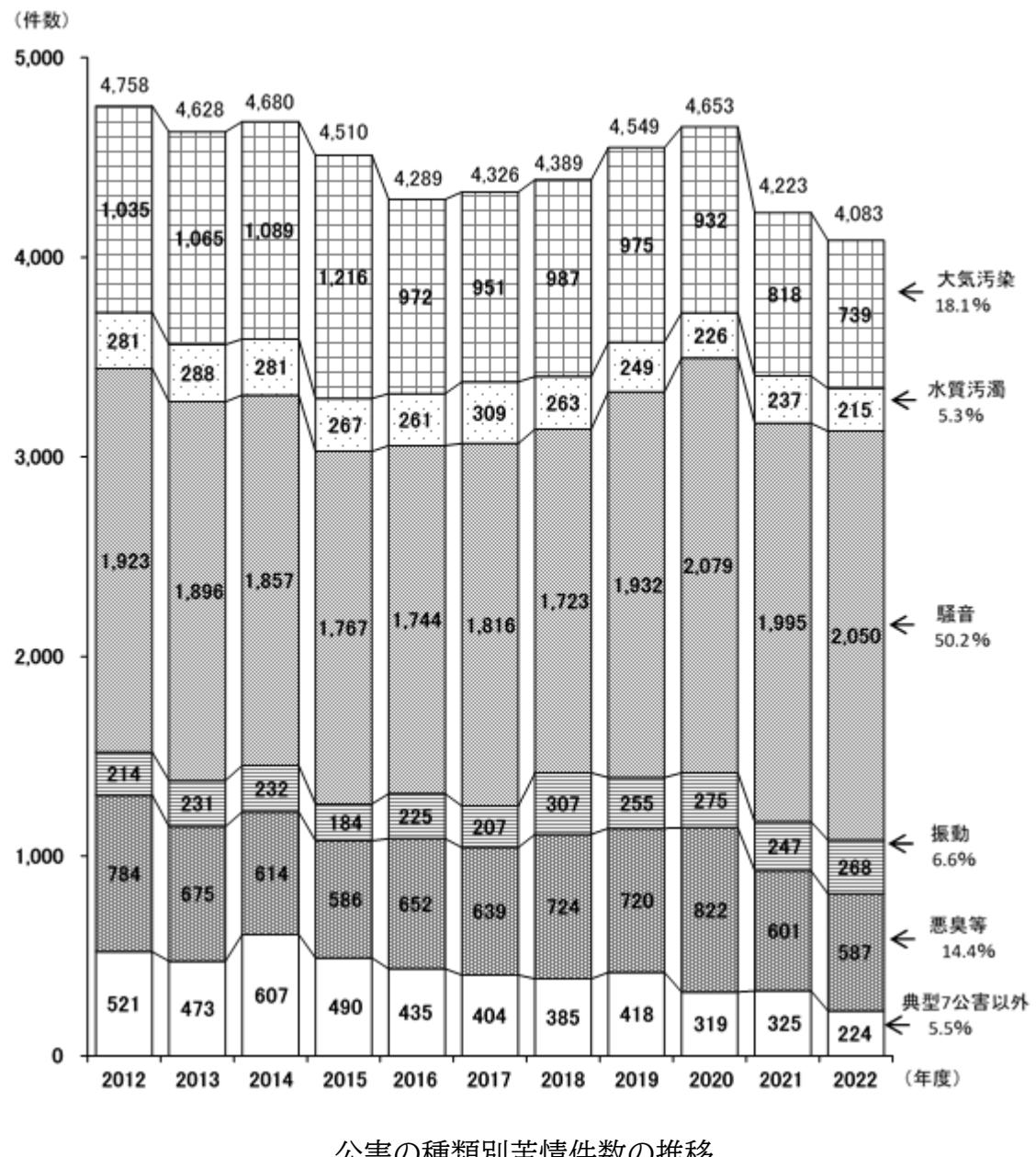
8 立入検査等実施件数

- 2023年度に法令等に基づき府が実施した立入検査・指導等の件数は以下のとおりです。

大気		
一般大気	事業所への立入検査件数	346 件
	法・条例対象施設に係る届出件数	337 件
	サンプル採取・分析件数	27 件
アスベスト	解体現場への立入検査件数	624 件
	アスベストに係る届出件数	158 件
	サンプル採取・分析件数	109 件
水質		
	工場・事業場への立入検査件数	328 件
	法・条例対象施設に係る申請・届出件数	271 件
	サンプル採取・分析件数	130 件
騒音		
	事業場への立入件数(深夜営業規制)	17 件
土壤汚染		
	法・条例・自主調査指針に基づく調査報告件数	44 件
	土地の形質変更届出件数	63 件
化学物質		
	法・条例に基づく排出量等の届出件数	442 件
	条例に基づく管理計画及び管理目標の届出件数	111 件
廃棄物・リサイクル		
一般廃棄物	一般廃棄物処理施設への立入検査件数	8 件
	サンプル採取件数	13 件
産業廃棄物	産業廃棄物排出事業者等に対する立入検査件数	2,278 件
	産業廃棄物排出事業者からの報告徴収件数	9,295 件
	産業廃棄物処理業者等に対する立入検査件数	279 件
	自動車リサイクル法に基づく立入検査件数	48 件
	サンプル採取・分析件数	33 件
	フロン排出抑制法に基づく登録業者への立入検査件数	11 件
	フロン排出抑制法に基づく機器管理者への立入検査件数	22 件
	フロン排出抑制法に基づく引取等実施者への立入検査件数	1 件
	フロン排出抑制法に基づく解体工事業者への立入検査件数	6 件

9 その他

- 2022 年度に受け付けた苦情件数は 4,083 件で、2021 年度の 4,223 件に比べて 140 件(約 3.3%)減少しました。また、最も多い苦情は騒音に関するもので苦情全体の約 50.2%を占めています。



第1章 計画的な環境政策の推進

豊かな環境の保全と創造に向けて、環境基本条例に基づき各種の条例・規則等を制定し、関係法令と併せて適正に運用するとともに、「2030 大阪府環境総合計画」に示した施策の基本的な方向性等に基づき、各種施策を総合的かつ計画的に推進しました。

1 環境基本条例等の施行

■環境基本条例(1994年3月)

「人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造」をめざして、生活環境、自然環境、都市環境、地球環境に係る施策を総合的かつ計画的に推進しました。

■循環型社会形成推進条例(2003年3月)

再生品の普及促進や廃棄物の適正処理の徹底など循環型社会の形成に向けた施策を推進しました。

■気候変動対策の推進に関する条例(2005年10月)

事業活動における気候変動の緩和及び気候変動への適応、電気の需要の最適化並びに建築物の環境配慮に向けた施策を推進しました。

条例名称を「温暖化の防止等に関する条例」から「気候変動対策の推進に関する条例」に変更し、脱炭素社会の実現に向けた施策方針を示した基本理念を新たに追加しました。また、自動車販売事業者による電動車の普及促進に関する届出制度を新たに創設したほか、建築士による建築主への省エネに関する説明努力義務規定等を追加しました。(2022年4月施行)加えて、エネルギーを多量に使用する事業者(特定事業者)を対象とした届出制度の改正及び特定事業者以外の事業者も任意で届出できる制度の創設、特定小売電気事業者を対象とした再生可能エネルギーの供給拡大等に向けた届出制度を創設しました。(2023年4月施行)

■生活環境の保全等に関する条例(1994年3月)

府民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、公害防止に関する規制や生活環境の保全に関する施策を推進しました。なお、条例は制定から25年以上が経過し、法による規制措置や条例の施行状況を踏まえ、現下の環境の状況や課題に的確に対応し、生活環境の保全等をより効果的に推進するため、2022年3月に改正しました。大気では、揮発性有機化合物規制の廃止や、一般粉じん規制と特定粉じん規制を統合し、粉じん規制として一本化(2022年4月施行)するとともに、有害物質規制に係る対象物質の見直しを行いました。(2022年4月、2023年4月施行)

水質では、水質汚濁防止法に基づく六価クロム化合物の排水基準の改正にともない、条例に基づく届出事業場にも同じ排水基準が適用されるよう改正しました。(2024年4月施行)

騒音に係る特定建設作業の規制対象に、スケルトンバケットを取り付けたショベル系掘削機械を使用するふるい分け作業等を追加しました。(2022年10月施行)

適正管理の対象となる化学物質について改正しました。(2023年4月施行)

■水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例(1974年3月)

府民の健康を保護し、又は生活環境を保全することを目的として、水質汚濁防止法の排水基準より厳しい排水基準を定めており、水質汚濁防止法に基づく六価クロム化合物の排水基準の改正にともない、上水道水源地域への上乗せ排水基準を改正しました。(2023年10月施行)

■自然環境保全条例(1973年3月)

「大阪府自然環境保全地域」等の府内に残された貴重な自然環境の保全に努めるとともに、自然環境

の回復及び活用、緑の創出並びに生物多様性の確保に向けた取組を推進しました。2005年10月には、ヒートアイランド現象の緩和を図るため、建築物の敷地等における緑化の促進を目的とした改正を行いました(2006年4月施行)。また、府民の目に触れるみどりのまちなみを創出し、緑視効果の高い景観形成を図ることを目的とした改正を行いました。(2016年10月施行)

■環境影響評価条例(1998年3月)

規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について、環境保全への適正な配慮がなされるよう、事業者が作成した環境影響評価方法書の審査、事後調査報告書等の縦覧を行いました。

■景観条例(1998年10月)

大阪府景観計画で定める、大阪府の景観を特徴づける軸となる13区域において、建築行為等を対象とした届出制度に基づく指導等を行いました。

■文化財保護条例(1969年3月)

条例に基づき指定された史跡、名勝、天然記念物を保護するため、整備、保存修理、保護増殖等への助成や、開発地における文化財を保護するため開発関係者に対して指導を行いました。

■放置自動車の適正な処理に関する条例(2004年3月)

府民の安全で快適な生活環境の保全及び地域の美観の維持を図るため、府所有地・管理地内の放置自動車の適正かつ迅速な処理を行いました。

2 環境総合計画に基づく施策の推進及び進行管理

2021年3月に策定した環境総合計画に基づき、2050年の将来像「大阪から世界へ、現在から未来へ府民がつくる暮らしやすい持続可能な社会」を見通して、2030年の「いのち輝くSDGs未来都市・大阪」の実現に向けて、施策を展開しました。

環境総合計画に示した「施策の基本的な方向性」に基づき、「脱炭素・省エネルギー社会」、「資源循環型社会」、「全てのいのちが共生する社会」、「健康で安心して暮らせる社会」、「魅力と活力ある快適な地域づくり」の5分野を設定して、個別計画等を策定し、具体的な施策を推進しました。



環境総合計画における施策の基本的な方向性、取組分野

進行管理として、毎年度、PDCA(Plan－Do－Check－Action)サイクルによる施策・事業の点検・評価を行うとともに、施策の方向や主な施策等の実施効果の検証を行い、急速な社会経済情勢の変化に柔軟に対応して改善することにより、施策のより効率的、効果的な実施を図ります。

第2章 各分野において講じた施策

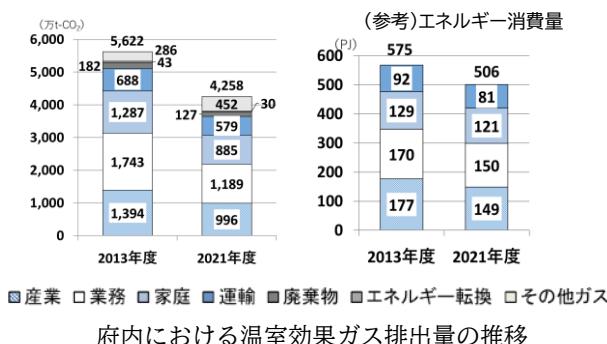
I 脱炭素・省エネルギー社会の構築

《2030年の実現すべき姿》

- 脱炭素社会の将来像を見通しつつ、SDGs 実現に向けて温暖化対策(緩和策・適応策)が加速している。
- 気候危機であるという意識や脱炭素化に向けた意識が社会で共有され、あらゆる主体がその意識のもと行動している。
- 再生可能エネルギー由来の電気など、CO₂排出が少ないエネルギーの選択等が拡大している。

«現状»

- 府内における 2021 年度の温室効果ガス排出量は 4,258 万トンであり、2013 年度比で 24.3% の減少となっています。



(注)左図は温室効果ガス排出量、右図はエネルギー消費量を示す。2021 年度のエネルギー消費量は 506PJ であり、2013 年度比で 12.0% の減少となっています。

- 太陽光発電設備の 2023 年度の導入量は 124.2 万 kW であり、2022 年度の 118.9 万 kW と比べ 5.3 万 kW 増加しています。



- 府内の 2022 年度の軽自動車を除く乗用車の新車販売台数のうち、電動車の割合は 51.6% でした。また、すべての乗用車の新車販売台数のうち、電動車の割合は 47.4%、ゼロエミッション車の割合は 3.0% でした。

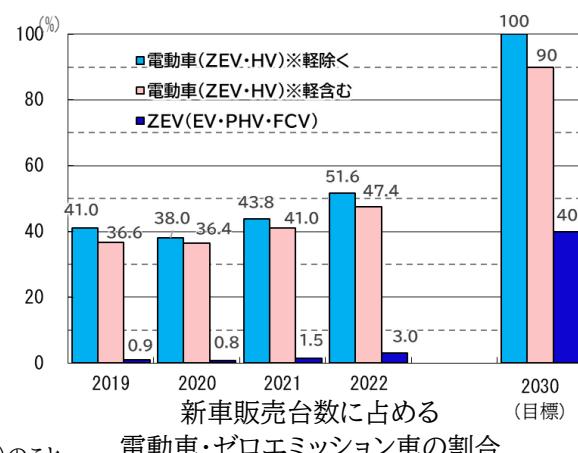
※「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(2021 年3月)において、2030 年の取組指標を設定。

【取組指標】

- 軽自動車を除く乗用車の新車販売に占める電動車の割合 10 割
- すべての乗用車の新車販売に占める電動車の割合 9 割
- すべての乗用車の新車販売に占める ZEV の割合 4 割

(注)ゼロエミッション車(ZEV)とは、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)のこと。

電動車とは、ゼロエミッション車(ZEV)とハイブリッド自動車(HV)のこと。



● 施策の方向

- あらゆる主体の意識改革と行動喚起
- 事業者における脱炭素化に向けた取組促進
- CO₂排出の少ないエネルギー(再生可能エネルギーを含む)の利用促進
- 輸送・移動における脱炭素化に向けた取組促進
- 資源循環の促進
- 森林吸収・緑化等の推進
- 気候変動適応の推進等

《分野別計画及び目標》

➤ 大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

概要: 地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づき、大阪府域の温室効果ガスの排出抑制対策(緩和策)及び気候変動影響による被害の回避・軽減対策(適応策)を推進するために策定するもの。

目標: 2030 年度の温室効果ガス排出量を基準年度(2013 年度)比で 40% 削減

➤ ふちょう温室効果ガス削減アクションプラン(大阪府地球温暖化対策実行計画(事務事業編))

概要: 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、府庁の事務及び事業の実施に伴い発生する温室効果ガスの排出削減のための実行計画として策定するもの。

目標: 2030 年度の温室効果ガス排出量を基準年度(2013 年度)比で 45% 削減

➤ おおさかスマートエネルギープラン

概要: 大阪の成長や府民の安全・安心な暮らしを実現する、脱炭素化時代の「新たなエネルギー社会」の構築を先導していくため、2030 年度までに大阪府・大阪市が一体となって実施すべきエネルギー関連の取組の方向性を提示するもの。

目標: ①自立・分散型エネルギー導入量(太陽光発電、燃料電池、廃棄物発電等導入量):
2030 年度に 250 万 kW 以上

②再エネ利用率(電力需要量に占める再生可能エネルギー利用率):
2030 年度に 35% 以上

③エネルギー利用効率(府内総生産あたりのエネルギー消費量):
2030 年度に 40% 以上改善(2012 年度比)

➤ 環境負荷低減事業活動の促進に関する大阪府基本計画

概要: 環境と調和のとれた食料システムの確立を図るとともに、「おおさか農政アクションプラン」などの目標達成に向け農業事業者等の活動を促進するもの。

目標: 2026 年度の府内耕地面積における有機農業取組面積を基準年度(2022 年度)より 0.3% 増加させるなど。

施策事業名の横の[]内の数字は、2023(令和5)年度決算額です。

2023年度の主な施策・事業と実績

あらゆる主体の意識改革・行動喚起

■気候危機の認識共有の促進

[- 千円]

(目的)

あらゆる主体に対して気候危機の認識の浸透を図ること。

(内容)

気候危機であることを府民にわかりやすく情報発信するなど、気候変動対策に対する国や府と府民・事業者が気候危機の認識を共有し、各主体が一体となって行動していくための意識改革の取組を推進しました。

具体的には、府民・事業者・行政が連携協力して気候変動対策を推進する体制づくりやおおさかゼロカーボンシティ連絡会の開催など、脱炭素化に向けた意識をあらゆる主体が共有し、各種取組の検討・推進を図りました。

<2023年度の取組実績>

- ・おおさかゼロカーボンシティ連絡会
会議の開催回数 2回

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9553】

■おおさかスマートエネルギー協議会

[1,152 千円]

(目的)

おおさかスマートエネルギープラン(2021年3月策定)に基づき、府民や民間事業者、市町村、エネルギー供給事業者等、あらゆる関係者と情報を共有し、再生可能エネルギーの普及拡大やエネルギー効率の向上等に向けた取組を推進すること。

(内容)

府内における再生可能エネルギーの普及拡大等に関する課題について情報共有や意見交換を行う全体会議と、個別具体的な課題について議論する部門別会議を開催しました。

<2023年度の取組実績>

- ・会議の開催回数 3回

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9319】

■地域温暖化防止活動推進員機能強化事業

[2,739 千円]

(目的)

地球温暖化防止活動推進員の地域での主体的な啓発活動を推進するとともに、環境に関心の低い府民に対しても効果的な啓発を実施できるよう、情報伝達の場や手段を活用できる人材を獲得、育成すること。

(内容)

ライフスタイルの変革に寄与する事業活動分野(エネルギー小売、住宅、自動車、家電、金融商品、衣・食に係る消費・廃棄)において、府民と接する営業担当者等に温暖化対策に係る正しい知識を習得してもらい、事業活動等において府民(消費者)に温暖化対策の適切な説明を行える人材を獲得・育成しました。

<2023年度の取組実績>

- ・養成講座の開催 3事業分野×1回

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9553】

■府庁の率先行動

[41 千円]

(目的)

府自らの事務・事業により発生する温室効果ガスの排出削減を推進すること。

(内容)

「ふちょう温室効果ガス削減アクションプラン(2021年3月改定、2023年7月一部改定)」に基づき、府庁の事務事業により排出される温室効果ガス排出量を2030年度に45%削減(2013年度比)する目標の達成に向けて、環境マネジメントシステムの運用により、省エネ・創エネのさらなる推進、再生可能エネルギー由来の電気の活用、グリーン調達、エネルギー効率を意識した働き方の推進などに率先して取り組み、府民、事業者の取組をけん引しました。

<2023年度の取組実績>

(2023年度実績)

- ・エネルギー消費量の削減 前年度比0.1%削減
- ・温室効果ガス排出量の削減 前年度比5.4%削減(速報値)

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9288】

■府有施設における再生可能エネルギー電気の調達

[- 千円]

(目的)

2050年までに府内における二酸化炭素排出量実質ゼロをめざし、地域のモデルとなるよう率先して排出削減に取り組むため、府有施設で使用する電気を再生可能エネルギー100%電気に切り替えること。

(内容)

府有施設の温室効果ガス排出量の約52%は電気の使用によるものです。電気を再生可能エネルギー100%に切替えることで温室効果ガス排出量の削減が可能であることから、庁舎等で使用する電気について、再生可能エネルギー100%電気の調達を行いました。

<2023年度の取組実績>

- ・大手前庁舎(本館、別館及び大阪府公館、分館6号館等7施設)で使用する電気について、再生可能エネルギー100%電気の調達を行うことにより、約1,900t-CO₂の温室効果ガス排出量を削減

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9288】

■ESCO事業の推進

[252 千円]

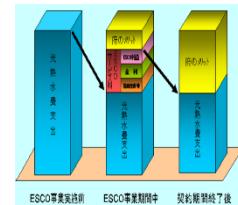
(目的)

建築物の省エネルギー化、地球温暖化対策、光熱水費の削減を効果的に進めることができる ESCO 事業を、広汎な府有施設を対象に効果的に展開し、さらに大阪府内の市町村や民間ビルへも普及啓発・促進を図ること。

(内容)

「新・大阪府 ESCO アクションプラン(2015 年 2 月策定、2020 年3月改正)」に基づき府有施設へのさらなる ESCO 事業の導入拡大を図りました。ESCO 事業の導入に際しては、複数施設の一括事業化の手法も活用し、省エネ・新エネ設備の導入を効果的に推進しました。

また、「大阪府市町村 ESCO 会議」の開催を通じ府内市町村に対しても ESCO 事業の導入を広く働きかけると共に、説明会等の場も活用し、民間建築物へも ESCO 事業の普及促進を図りました。



ESCO 事業の実施スキーム



ESCO 事業の実施効果

<2023 年度の取組実績>

- ・事業3施設(高等職業技術専門校2校、青少年海洋センター)において新規公募を実施し、事業者を決定
- ・2022 年度事業者選定施設(大阪府新別館(北館・南館)、大阪府税事務所 4 施設)において ESCO 改修工事を実施
- ・6月に「大阪府 ESCO 提案審査会」にて、「新・大阪府 ESCO アクションプラン」の進捗について評価
- ・2月に「大阪府市町村 ESCO 会議」を開催

【公共建築室 06-6210-9799】

■環境学習における省エネ等行動変容促進ツール開発事業【新規】

[4,549 千円]

(目的)

児童一人一人が関心を持ち、学校や家庭での省エネ等を主体的・継続的に実践できるよう促していくこと。

(内容)

学校や家庭での省エネ等の行動変容のさらなる促進を図るため、学校のみならず、家庭でも活用できる電子版学習ツールや指導者向けの活用の手引きを作成しました。



電子版環境学習ツールの一例

<2023 年度の取組実績>

- ・協力校(3 校)におけるヒアリングの実施 計4回
- ・協力校(1 校)における授業での活用の試行 計2回

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9288】

■脱炭素化に向けた消費行動促進事業

[9,977 千円]

(目的)

府民等に対して、身近な食品分野での脱炭素化に向けた消費行動を促すため、生産者が簡便に算定できる大阪版カーボンフットプリント(CFP)算定手法を活用した普及啓発の確立・定着を図ること。

(内容)

大阪版 CFP 算定手法の算定対象品目を拡大し、大阪版 CFP のラベルを確立しました。また、大阪産(もん)や有機農産物の普及取組とも連携し、同手法を活用した大阪産農産物へのラベル表示等による普及啓発を実施しました。



大阪版 CFP ラベル(2023 年度版)

<2023 年度の取組実績>

- ・有識者検討会議 3 回
- ・ラベリング表示の実施 農産物等23品目

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9553】

■環境配慮消費行動促進に向けた脱炭素ポイント付与制度普及事業

[18,839 千円]

(目的)

府民の日常的な消費行動を脱炭素型に変革していくこと。

(内容)

幅広い業種・業態の事業者がポイント付与を行う際に役立つガイドライン(案)を作成・活用し、取組規模を拡大するとともに、脱炭素ポイント原資充当金の支援を実施しました。



<2023 年度の取組実績>

- ・ポイント付与事業者 11 社による脱炭素ポイント付与の実施
- ・脱炭素ポイント制度推進プラットフォーム会議 4回

2023 年度のチラシ

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9549】

■大阪産(もん)を活用した脱炭素化推進事業【新規】

[11,319 千円]

(目的)

府内で大阪産(もん)の消費拡大を図るとともに、脱炭素社会の実現をめざすこと。

(内容)

「Osaka A Green Action」の一環として、CFP ラベル表示商品の普及等を通じて、府民に改めて地産地消を啓発し、脱炭素消費行動を促進するとともに、大阪産(もん)の需要拡大を図るためにイベントを、集客力の高い場所で開催しました。併せて、プラごみ削減等の一体的な啓発に取り組みました。

※「Osaka A Green Action」、「食」とそれを支える「農とみどり」の分野で今すぐできる行動に、生産者・販売事業者・消費者等が一体的に取り組むこと。



「大阪産(もん)マルシェ」会場の様子

<2023 年度の取組実績>

- ・「大阪産(もん)フェスタ 2023」

2023 年 5 月 20 日から 6 月 4 日

(うち「大阪産(もん)マルシェ」5 月 27 日・28 日 来場者数 約 26,000 人)

- ・「Welcoming アベノ・天王寺 おおさかもん祭り～Road to EXPO 2025～」

2023 年 11 月 11 日・12 日 来場者数 約 55,000 人

【流通対策室 06-6210-9605】

■ZEH の普及促進

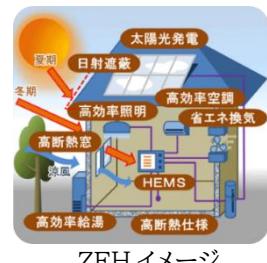
[- 千円]

(目的)

住宅における省エネ・再エネ導入の推進のため、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の普及を図ること。

(内容)

環境面だけでなく、健康や快適性及び防災面の向上などの ZEH の多面的メリットを広く啓発するため、住宅展示場での ZEH リーフレットの配布やハウスメーカー等と連携した ZEH 宿泊体験事業等を実施しました。



ZEH イメージ

<2023 年度の取組実績>

- ・メディアやイベントを通じた広報の実施 6 回
- ・ZEH 宿泊体験数 25 組

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9254】

事業者における脱炭素化に向けた取組促進

■脱炭素経営宣言促進事業【新規】

[4,851 千円]

(目的)

新たに脱炭素経営宣言登録制度を創設し、事業者における脱炭素経営を促進すること。

(内容)

脱炭素化を促進するセミナーの開催を通じて脱炭素経営宣言登録制度の周知を行うとともに、商工会議所や地域の金融機関等の関係機関と連携して、事業者への働きかけを実施しました。

脱炭素経営宣言を行った事業者には「脱炭素経営宣言登録証」を発行するとともに府HP等により広くPRするとともに、排出量の見える化や補助金案内などの各種支援を行いました。

<2023年度の取組実績>

・脱炭素経営宣言登録事業者 6,626者

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9553】

■気候変動対策推進条例に基づく事業者の取組の促進

[1,402 千円]

(目的)

エネルギー多量使用事業者(特定事業者)等の温室効果ガスの排出削減を促進すること。省エネの徹底に加え、再生可能エネルギーの利用拡大やサプライチェーン全体での取組等を促し、脱炭素経営の浸透を図ること。

(内容)

特定事業者(約1,000事業者)に対し、温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制等についての対策計画書及び実績報告書の届出を義務付け、必要な指導・助言を行いました。

また、2022年3月に改正した気候変動対策推進条例に基づき、特定事業者による届出制度の強化を図りました。

さらに、より多くの事業者による対策状況の把握及び計画的な取組を促すため、特定事業者以外の事業者も任意で届出できる制度及び府がその内容を評価する制度の運用を開始しました。初年度は約50事業者から届出があり、必要な指導・助言を行いました。本制度と合わせて、商工会議所や地域金融機関と連携し、事業者による脱炭素経営を支援する各種メニューを提供することで、積極的な届出の活用及び意欲的な排出削減につなげました。



特定事業者への立入調査

<2023年度の取組実績>

・計画推進に係る事業者説明会

特定事業者 1回

特定事業者以外 2回

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9553】

■クレジットを活用した事業者による脱炭素経営促進事業【新規】

[36,034 千円]

(目的)

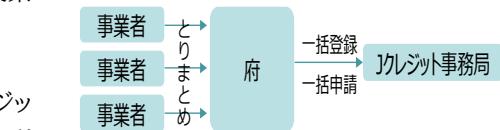
府内事業者による CO₂ 削減分をクレジット認証するスキームを構築し、万博への寄附につなげることで府内事業者による意欲的な対策を促進するとともに、万博以降も対策を継続することによる脱炭素経営の浸透を図ること。

(内容)

府内事業者による CO₂ 削減対策の実施状況の情報収集、クレジット化及び万博への寄附に関する意向調査を行った上で、プログラム型認証による J-クレジット認証手続き(方法論の選定、プロジェクトの申請・登録等)を行いました。

<2023 年度の取組実績>

- ・方法論認証件数 5件



プログラム型認証のイメージ

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9553】

■サプライチェーン全体の CO₂ 排出量見える化モデル事業【新規】

[33,099 千円]

(目的)

サプライチェーン全体での排出量を見える化することで、効果的な脱炭素化の取組を促進し、府内の温室効果ガス排出量の削減につなげること。

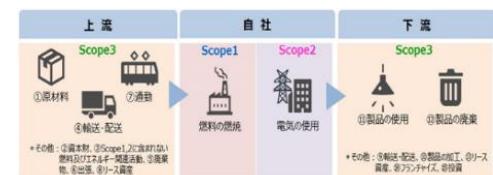
また、万博を契機とした大阪製品の世界への発信等につなげること。

(内容)

万博会場等での利用が想定される品目を取り扱う事業者を対象に公募を行い、4 事業者 15 製品においてサプライチェーン全体での排出量の見える化や削減のための改善策の提案をモデル的に実施しました。

<2023 年度の取組実績>

- ・モデル事業 4 事業者



サプライチェーン全体の排出量イメージ図

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9553】

■省エネ・再エネ設備の導入モデル事例の普及啓発事業【新規】

[3,267 千円]

(目的)

多種多様な設備導入等の事例を幅広く周知することにより、同業種・同規模の中小事業者に身近なものを感じてもらうことでの、中小事業者の脱炭素化の取組を加速させること。

(内容)

2022 年度「中小事業者の脱炭素化促進補助金」の交付を受けて設備導入を行った中小事業者に対し、脱炭素化に取り組むこととなった経緯や、取組内容、設備更新等の効果(CO₂ 削減率、経費削減効果)などについて調査・取材を行い、収集した取組事例(13 件)をとりまとめて、府HPコンテンツ及びリーフレットを作成し、府内中小事業者に広く発信しました。

<2023 年度の取組実績>

- ・省エネ・再エネ設備の導入モデル事例集の作成及び HP 掲載

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9254】

■中小事業者の対策計画書に基づく省エネ・再エネ設備の導入支援事業【新規】 [55,315 千円]

(目的)

気候変動対策推進条例において、2023 年度から対策計画書の任意届出制度が創設されたことを踏まえて、中小事業者(特定事業者を除く)における自律的な脱炭素化の取組を促すこと。

(内容)

中小事業者(特定事業者を除く)が府へ届け出た対策計画書に基づいて実施する省エネ設備更新や再エネ設備導入の効果的な取組を支援するため、府が補助を行いました。

<2023 年度の取組実績>

- ・補助件数 37 件

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9254】

■中小事業者 LED 導入促進事業

[1,992,249 千円]

(目的)

LED 照明への更新に対する支援を行うことで、中小事業者の経営の脱炭素化と電気料金の削減による経営力強化を後押しすること。

(内容)

中小事業者が既存の照明設備を LED 照明へ更新するための設備費及び工事関連費の一部を補助しました。



<2023 年度の取組実績>

- ・補助件数 1,160 件

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9254】

■建築物の環境配慮制度の推進

[2,665 千円]

(目的)

建築主等による建築物の環境配慮に関する取組の促進を図ること。

(内容)

気候変動対策推進条例に基づき、延べ面積 2,000 m²以上の建築物を新築等しようとする者に対し、CO₂削減・省エネ対策等の建築物の環境配慮のための計画書の届出、再生可能エネルギー利用設備の導入検討、広告へのラベルの表示を義務付けています。

2018 年度から 2,000 m²以上の建築物(非住宅)及び 10,000 m²以上で高さ 60m超の住宅の新築等をする場合の省エネ基準への適合並びに全ての特定建築物について工事現場へのラベルの表示を義務付けており、これらについて、必要な指導・助言を行いました。

また、2022 年度からは、府内における建築物のエネルギーの使用抑制に対する建築主の理解を促進するため、建築士が建築主への情報提供を行う努力義務を条例に規定、併せて、建築主が建築士に対して同様の説明を求める旨の努力義務についても、条例に規定する「建築物環境配慮指針」に追加しています。

なお、2023 年度からは、複雑な制度について分かりやすく説明した啓発ツールを作成・活用し、市町村と連携した制度等の普及啓発を行っています。

さらに、特に優れた建築物の環境配慮の取組を行った建築主や設計者を府と大阪市で「おおさか環境にやさしい建築賞」として表彰するとともに受賞者等による講演会を開催しました。

<2023 年度の取組実績>

「おおさか環境にやさしい建築賞」の受賞建物の府民向け現地説明会の開催

・府民向け1施設1回

・行政職員向け1施設1回



表示ラベル
(大阪府建築物環境性能表示)



2023 年度おおさか環境にやさしい建築賞
大阪府知事賞建物
(クボタグローバル技術研究所)

【建築環境課 06-6210-9725】

■おおさかスマートエネルギーセンターの運営

[3,483 千円]

(目的)

「再生可能エネルギーの普及拡大」や「エネルギー消費の抑制」などに取り組み、エネルギーの地産地消や府外からの広域的な再生可能エネルギーの調達による新たなエネルギー社会の構築をめざすこと。

(内容)

大阪のエネルギー関連事業の推進拠点である「おおさかスマートエネルギーセンター」において、府民、事業者等からの問合せ・相談にワンストップで対応するとともに、様々な事業を実施しました。

【主な事業】

- ・創エネ・省エネ・蓄エネ対策の相談・アドバイス
- ・一定の基準を満たす太陽光発電及び蓄電池システム製造者、施工店及び販売店の登録・公表
- ・共同購入による太陽光発電及び蓄電池システムの普及拡大
- ・住宅用太陽光発電等の導入費用の負担軽減に係る低利ソーラークレジットの提供
- ・再生可能エネルギー由来の電気の利用促進に係る事業者のマッチング
- ・中小事業者を対象に省エネ実行までのプロセスの最初から最後までを経営面も含めてまるごとサポート
- ・事業者登録制度を活用した EMS(エネギーマネジメントシステム)の普及啓発
- ・省エネ・省 CO₂に関するセミナーの開催、府民・事業者等で実施するセミナー等への講師派遣の実施
- ・ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の普及啓発
- ・下水熱や地中熱などの未利用エネルギーや再生可能エネルギーの導入可能性に向けた普及啓発

<2023 年度の取組実績>

- ・低利ソーラークレジット事業や省エネ診断などによる総マッチング件数 172 件
- ・省エネセミナーの開催・講演 42 回

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9254】

■万博を契機とした環境・エネルギー先進技術普及事業【新規】

[9,813 千円]

(目的)

脱炭素や海洋プラスチックごみ削減の長期目標の達成に資する環境先進技術の普及を促進すること。

(内容)

環境・エネルギー先進技術の普及を促進するため、来阪来場者に PR しやすい民間施設等に先進技術を導入して CO₂ 削減効果等を発信するモデル事業を補助事業として採択し、先進技術が普及した未来社会の姿を見せる動画等のコンテンツを作成しました。



先進技術が普及した未来社会の姿のイメージ



水素エネルギー説明イラスト

<2023 年度の取組実績>

- ・環境先進技術モデル事業補助採択 1件
- ・万博発信コンテンツの作成 動画5テーマ及びイラスト素材

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9319】

■カーボンニュートラル技術開発・実証事業

[744,811 千円]

(目的)

2025 年大阪・関西万博でのカーボンニュートラルに資する最先端技術の披露を目指す事業者を支援する補助制度を創設し、万博での披露、そして万博で披露した最先端技術の社会実装に向けた動きにつなげ、大阪のさらなる成長と次世代グリーンビジネスとして展開・拡大していくこと。

(内容)

2025 年大阪・関西万博でのカーボンニュートラルに資する最先端技術の披露を目指し、試作設計や開発・実証を行う事業者に対し、必要な経費の一部を補助しました。

<2023 年度の取組実績>

- 採択企業毎に1回以上／年のフォロー

放射冷却素材
(太陽光反射率・放射率が高い)



ルーフィングシートの開発

温度を低下させる効果や省エネルギー効果を実感できるよう、会場内外の建物に活用し、PR

【産業創造課 06-6210-9295】

■脱炭素型農業の推進【新規】

[19,433 千円]

(目的)

「おおさか農政アクションプラン」では、大阪エコ農産物・有機農産物の生産振興や販路拡大、脱炭素意識の啓発により農分野での脱炭素社会への貢献に取り組むこととしており、農業者、事業者、消費者等が一体となり、農産物の生産から販売、消費に至る各段階で環境への負荷の低減を図ること。

(内容)

・脱炭素型農業推進事業

有機農産物等の生産を拡大するため、栽培技術体系の確立等を行いました。

・大阪エコ農業総合推進対策事業

化学合成農薬と化学肥料の使用を従来の半分以下で生産した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度を推進するほか、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携し病害虫防除に関する調査研究等を行いました。

<2023 年度の取組実績>

- 有機農業栽培マニュアルの作成(1品目)
府内でトマトを有機農業栽培する農業者と協力し、トマトの有機栽培マニュアルを作成
- エコ農業に役立つ生産技術の開発
苗への高濃度二酸化炭素施用及び本圃での紫外線照射による施設イチゴの病害虫防除について確認し、一定の効果を確認



Osaka A Green Action



大阪エコ農産物

【農政室推進課 06-6210-9590】

CO₂排出の少ないエネルギー（再生可能エネルギーを含む）の利用促進

■気候変動対策推進条例に基づく再生可能エネルギーの供給拡大に関する制度の推進

[- 千円]

(目的)

府内における再生可能エネルギーの供給(販売)を拡大するとともに、需要家による二酸化炭素の排出の少ないエネルギーの選択を促進すること。

(内容)

府の区域内に電気の小売供給を行う事業者に対して、小売供給を行う電気に係る排出係数の低減及び再生可能エネルギーの供給拡大に関する計画・目標等を記載する対策計画書・実績報告書の提出を義務付ける新たな制度を運用しました。

<2023年度の取組実績>

- ・対策計画書の届出件数 39件
- ・販売電力量に占める再生可能エネルギー利用率 7.3%

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9319】

■太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業

[- 千円]

(目的)

「設置費用の低減」「手続きの簡素化」「施工業者の信頼性の確保」などにより、太陽光パネル及び蓄電池の更なる普及拡大をめざすこと。

(内容)

府と協定を締結した支援事業者が、府内全域から太陽光パネル及び蓄電池の共同購入希望者を募り、スケールメリットを活かした価格低減と設置までのサポートにより、太陽光パネル及び蓄電池の普及拡大を図りました。



<2023年度の取組実績>

- ・太陽光発電及び蓄電池の共同購入の参加登録数 2,464世帯

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9254】

■水素関連ビジネス創出基盤形成事業

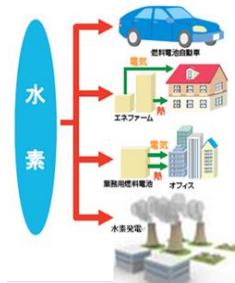
[148 千円]

(目的)

多様な企業集積を誇る大阪の強みを活かしつつ、様々な分野での水素需要の拡大による府内企業の活躍フィールドの創出・拡大を図るとともに、府内中小企業による参入促進等を進め、もって将来に大きな成長が見込まれる水素関連ビジネスによる大阪産業の成長実現を図ること。

(内容)

- ・「H2Osaka ビジョン2022」に沿って、大阪の特色を活かした実証事業の実施等の水素技術の実用化に向けた取組を推進しました。
- ・関係機関等と連携し、万博を契機に水素の社会受容性の向上や関連技術等の事業化などに向けた取組を推進しました。



水素の多様な活用

<2023 年度の取組実績>

- ・水素需要拡大に関する研究会等の開催 11回
- ・燃料電池バス実車運行情報の共有 1回

【産業創造課 06-6210-9295】

■エネルギー産業創出促進事業

[20,936 千円]

(目的)

府内企業による蓄電池、水素・燃料電池をはじめとするエネルギー関連分野の新たな製品の開発、府内外企業の府内でのデジタル技術関連ビジネスに関する実証実験の取組を支援することにより、先進的な製品やサービス等の事業化を加速し、大阪発の新たな事業創出を促進すること。

(内容)

- ・府内企業に対する開発支援補助
府内企業が取り組む、蓄電池、水素・燃料電池、再生可能エネルギー等の材料・部材や製品の開発・実証実験等に要する経費を一部補助しました。
- ・府内で実施する実証実験補助
AI、IoT やロボット等のデジタル技術関連ビジネスに関する実証実験を府内で実施する場合において、運搬費、仮設費、保険料等の経費を一部補助しました。



農業用マルチコプターの
高出力バッテリー

<2023 年度の取組実績>

- ・採択企業毎に1回以上／年のフォロー
- ・製品化なし

【産業創造課 06-6210-9484】

■中小企業スマートエネルギー・ビジネス拡大事業

[1,281 千円]

(目的)

成長が期待されているエネルギー・ビジネス分野で、技術力のある府内中小企業等に対し、技術マッチングや技術提案の支援を行い、同分野への参入促進及びビジネス拡大を図ること。

(内容)

【オープンイノベーション促進のための技術マッチング】

- ・エネルギー・ビジネス関連の大手・中堅企業が「パートナー企業」として参画する「大阪スマートエネルギー・パートナーズ（SEP）」とエネルギー・ビジネス分野に関する技術力を持つ中小企業等が加入する「おおさかスマエネインダストリー・ネットワーク（SIN）」の2つのプラットフォームを設置しました。
- ・SIN 会員などの中小企業の技術シーズをパートナー企業につなげることにより、大手・中堅企業のオープンイノベーションを促進するとともに、中小企業の優れた技術シーズの事業化を加速させました。

【中小企業への技術提案支援】

- ・エネルギー・ビジネス分野への参入をめざす SIN 会員などの中小企業を対象とした実践的な技術提案力向上講座、技術シーズ発表会を含む事業化支援セミナーを開催し、当該分野への参入を後押ししました。



<2023年度の取組実績>

- ・コーディネート件数 129 件

【産業創造課 06-6210-9484】

輸送・移動における脱炭素化に向けた取組促進

■気候変動対策推進条例に基づく電動車の普及促進

[- 千円]

(目的)

自動車販売事業者(ディーラー)等における電動車普及に係る取組を促進すること。

(内容)

府内における新車販売台数 3,000 台以上の自動車販売事業者を対象として、電動車普及のための促進計画書・実績報告書の届出を義務付け、電動車普及に係る取組等の実施を促しました。

<2023年度の取組実績>

自動車販売事業者における電動車販売割合 約 36% (2022年度実績)

- ・2022年度実績報告書の届出 17 件
- ・2023年度促進計画書の届出 17 件

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9586】

■官民協働の率先導入・普及啓発による電動車の普及促進

[- 千円]

(目的)

電動車の普及を推進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスの排出を削減すること。

(内容)

「おおさか電動車普及戦略」の目標達成に向け、「おおさか電動車協働普及サポートネット」において、民間企業、関係団体、国や市町村等と協働し、率先導入や啓発活動等の取組を実施することにより、電動車の普及を促進しました。

また、庁内公用車においても、「ゼロエミッション車等導入指針」に基づき、電動車の率先導入に努めました。

<2023年度の取組実績>

- ・電動車展示会・試乗会の開催 8回
- ・メールマガジン発行回数 7回

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9586】



公用車の庁内カーシェアとして運用実証している超小型電動モビリティを市町村イベントにて展示

■乗車体験等を通じたゼロエミッション車普及促進事業

[4,754 千円]

(目的)

乗車による走行性能や実車での充放電機能等に関する体感・体験の機会を提供し、ゼロエミッション車(ZEV)の現状や最新情報を認識してもらうことで、ZEVの購入・利用を促進すること。

(内容)

カーシェアを通じZEVの乗車体験機会を府民に提供しました。また、自動車販売事業者(ディーラー)と連携して非常時にも役立つ給電機能等の体験キャンペーンを一斉に実施しました。



乗車体験事業のPRステッカー

<2023年度の取組実績>

- ・キャンペーン参加店舗数 144 店舗

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9586】

■万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業

[633,916 千円]

(目的)

万博を契機に、公共交通機関であるバスのゼロエミッション化に集中的に取り組み、府内の脱炭素化を強力に推進すること。

(内容)

万博会場へのクリーンな移動手段の確保のため、駅シャトルバスへのEV/FCバス導入について大阪府市が必要な経費の一部を補助しました。



EVバスの例

<2023年度の取組実績>

- ・補助台数 39台

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9586】

■電気自動車用充電設備の整備促進

[14,920 千円]

(目的)

誰もが安心して電気自動車(EV)を利用できる環境を整えるため、府民等が利用できる充電設備の増設・拡充を図ること。

(内容)

国補助金の積極的な活用による充電設備の設置について周知するなど、「おおさか電動車協働普及サポートネット」構成員等と協働して、府民等が利用できる充電設備の設置を促進しました。



<2023年度の取組実績>

(2023年度末時点)

- 急速充電設備 369 口、299箇所
- 普通充電設備 1,259 口、616箇所

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9586】

■新たなモビリティサービスの導入促進

[26,654 千円]

(目的)

AI オンデマンド交通などの新たなモビリティサービスの導入促進により、効率的な移動の実現を図り、環境負荷の低減につなげること。

(内容)

高齢化の進行により深刻化している、買い物や通院が思うようにできないといった移動課題の解消に向け、効率的な移動の実現や自家用車の利用削減等にも通じることで環境負荷の低減に寄与する AI オンデマンド交通の導入促進を、市町村や交通事業者、デジタル技術を有する民間企業等と連携し、実施しました。



豊能町での社会実装をめざし実証を進めている阪急バスが運行する AI オンデマンドバス「ハニタス」

<2023年度の取組実績>

- 昨年度に創設した、市町村と交通事業者が協力して行う AI オンデマンド交通の導入に向けた取組に対し補助をする「大阪府 AI オンデマンド交通モデル事業費補助金」事業を引き継ぎ実施
- 採択事業数 3事業(2024年度までに交通事業者が運行主体となり社会実装をめざす事業)

【戦略企画課 06-6210-9067】

資源循環の促進

※「II 資源循環型社会の構築」に記載する取組を推進

森林吸収・緑化等の推進

※「V 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進」の「森林吸収・緑化等の推進」に記載する取組を推進

気候変動適応の推進等

■おおさか気候変動適応・普及強化事業

[2,413 千円]

(目的)

府民・事業者の仲介役を担う府内市町村や関係団体等への情報提供等を通じて、府民の気候変動適応に関する行動の定着を図ること。

(内容)

おおさか気候変動適応センターに集積した科学的知見や連携体制を最大限に活用し、大阪府及び府内市町村での地域気候変動適応計画への寄与も見据えた最新の知見の収集や、それを活用したセミナーを開催しました。

また、防災分野に関する府内での気候変動の影響や適応について、有識者の確認を受けながら最新の知見の収集・整理を行い、その結果をセミナーで紹介するとともに、リーフレット等を作成しました。

さらに、子どもや高齢者等に接する教育・福祉関係者向けに暑さから身を守る対策等の手法についてセミナーを実施しました。

※府では、2020年4月、気候変動適応法に基づき、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所を「おおさか気候変動適応センター」に指定



2023年10月開催の府内市町村職員向け気候変動適応普及セミナーにおけるワークショップの様子



<2023年度の取組実績>

- ・市町村研修(講演及びワークショップ)開催 1回
- ・普及啓発セミナーの開催 3回
- ・リーフレット発行

2024年1月発行のおおさか気候変動「適応」ハンドブック改訂版

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9553】

■暑さ対策の推進

[83 千円]

(目的)

暑さから身を守る「涼む」「気づく」「備える」の3つの習慣を府民に普及し、暑さによる人への影響を軽減すること。

(内容)

猛暑の際に外出先で暑さをしのげる涼しい空間(クールオアシス)について、民間事業者(金融機関・薬局等)と連携して普及に取り組み、府民の利用促進を図りました。

また、暑さによる危険を把握し、必要な行動を取ることができるよう、環境省が提供する『暑さ指数情報メール』の登録や熱中症警戒アラート等を周知しました。

さらに、企業協賛を得て暑さ対策の取組促進に資する啓発物品(ゴーヤの種、紙扇子など)を活用し各種環境イベント等で府民に周知しました。



<2023年度の取組実績>

- ・おおさかクールオアシスプロジェクト参加店舗・施設数:441軒
(薬局、カーディーラー、携帯ショップ等)

クールオアシスプロジェクトの
協力標識

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9553】

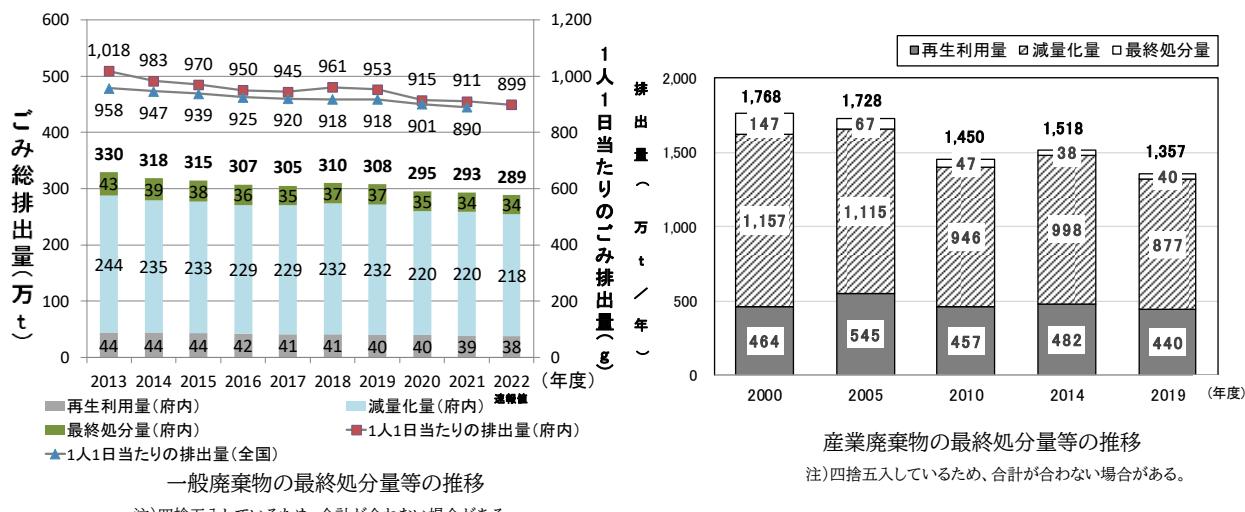
II 資源循環型社会の構築

《2030年の実現すべき姿》

- 3R の取組が一層進み、廃棄物はほぼ全量が再生素材やエネルギーとして使用され、最終処分量が必要最小限となっている。また、サーキュラーエコノミーへの移行が進み、少ない資源で必要な物が生産されるとともに全ての府民が持続可能なライフスタイルの実践に向け取組を進めている。
- 府民誰もが食品ロス削減のための具体的な行動をとっている。
- 海洋プラスチックごみの削減に向けて、使い捨てプラスチックの削減・適正処理、プラスチック代替素材(紙、バイオプラスチック等)への切替等が一層進み、大阪湾へ流れ込むプラスチックごみが減っている。

《現状》

- 府内から排出された一般廃棄物は、総量 289 万トン、そのうち再生利用量は 38 万トン、最終処分量は 34 万トンとなっています。(2022 年度速報値)
- 府内から排出された産業廃棄物は、総量 1,357 万トン、そのうち再生利用量は 440 万トン、最終処分量は 40 万トンとなっています。(2019 年度)



- 容器包装プラスチック(一般廃棄物のみ)
排出量:21 万トン(2022 年度速報値) ※2021 年度:25 万トン
再生利用率:31%(2022 年度速報値) ※2021 年度:28%

●施策の方向

- リデュースとリユースの推進
- リサイクルの推進
- プラスチックごみ対策の推進
- 適正処理の推進

《分野別計画及び目標等》

➤ 大阪府循環型社会推進計画

目標(2025 年度):

- ・一般廃棄物

排出量を 276 万トン、再生利用率を 17.7%、最終処分量を 31 万トン、1人1日当たり生活系ごみ排出量を 400g/人・日とする。

- ・産業廃棄物

排出量を 1,368 万トン、再生利用率を 33.2%、最終処分量を 33 万トンとする。

- ・プラスチックごみ

プラスチックの焼却量を 36 万トン、有効利用率を 94%、容器包装プラスチック(一般廃棄物のみ)の排出量を 21 万トン、再生利用率を 50%とする。

進行管理指標:

- ・一般廃棄物

1人1日当たり事業系ごみ排出量、事業系資源化物も含めた再生利用率

- ・産業廃棄物

排出量から減量化量を除いた再生利用率、排出量から減量化量を除いた最終処分率

- ・プラスチックごみ

プラスチック排出量・再生利用量・最終処分量・単純焼却量

生活系焼却ごみのプラスチック混入率

➤ おおさか海ごみゼロプラン(大阪府海岸漂着物等対策推進地域計画)

※ 「IV 健康で安心して暮らせる社会の構築」に記載

➤ 大阪府食品ロス削減推進計画

概要:府民に受け継がれている「もったいない」と「おいしさを追求する」心を大切にし、事業者、消費者、行政が一体となって、『もったいないやん！食の都大阪でおいしく食べきろう』をスローガンに食品ロス削減の取組を推進する。

目標:・2000 年度比で 2030 年度の食品ロス量の半減をめざす。

・2030 年度までに食品ロス削減のための複数(2項目以上※)の取組を行う府民の割合を 90% にする。

※大阪府「2020 年度食品ロス削減に係る府民の意識調査」

(取組例)残さずに食べる、冷凍保存を活用する、

賞味期限を過ぎたものは食べられるか自己判断する など

施策事業名の横の[]内の数字は、2023(令和5)年度決算額です。

2023年度の主な施策・事業と実績

リデュースとリユースの推進、リサイクルの推進

■循環型社会推進計画の推進

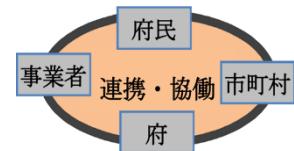
[259千円]

(目的)

2020年度に策定した「大阪府循環型社会推進計画(以下「循環計画」という。)」に定めた3R(リデュース、リユース及びリサイクル)やプラスチックごみ対策等に係る目標を達成すること。(目標年度:2025年度)

(内容)

府民、事業者、市町村、府が連携・協働し、3Rやプラスチックごみ対策、適正処理に取り組むとともに、生活系焼却ごみのプラスチック混入率等の新たに設定した『進行管理指標』も活用して各主体の取組をさらに促進しました。



<2023年度の取組実績>

循環型社会推進計画の実施主体

(一般廃棄物)

・リデュースとリユースの推進

「おおさか3Rキャンペーン」を実施(10月～11月)し、スーパーや商店街等(1,992店舗参加)と連携して、ごみを出さないライフスタイルの啓発など3Rの取組を促進

・リサイクルの推進

リサイクル製品認定制度を運用する(全認定製品345製品)とともに、イベント等においてリサイクル製品やごみの分別収集の周知啓発を実施

・適正処理の推進

一般廃棄物処理施設への立入検査等(8施設)を行い、廃棄物処理法に基づく維持管理の技術上の基準の遵守につき、指導・技術的助言を実施

環境省と連携し、市町村等を対象に災害廃棄物処理に係る研修等を実施し、市町村の災害廃棄物処理計画策定等(府内36市町が計画策定済)を支援

(産業廃棄物)

・リデュースとリユースの推進

排出事業者への立入検査等の際に排出抑制の指導を行うとともに、多量産業廃棄物(特別管理産業廃棄物含む)排出事業者から提出された処理計画書(284件)及び実施状況報告書(299件)を公表

・リサイクルの推進

立入検査時等に建設業者向けの啓発リーフレットを配布するとともに、解体工事等の現場において分別解体等の実施状況の確認や指導等を行うため、府内関係部局、市町村等との連携によるパトロールを実施(34箇所)

・適正処理の推進

排出事業者に対する立入検査や業界団体等への説明会において産業廃棄物の適正処理を指導・周知するとともに、不適正処理の未然防止や早期発見に向けた監視を行い、警察等と連携しながら適正処理の指導等(2,278回)を実施

(プラスチックごみ対策の推進)

・事業者、NPO、市町村等で構成する「おおさかマイボトルパートナーズ」を運営し、マイボトルの利用啓発やマイボトルスポットの設置を促進(4,299箇所)

・マイ容器やマイボトルが利用できる店舗やサービス内容を検索できるウェブサイト「Osaka ほかさんマップ」を運用(掲載店舗:777件)するとともに、道頓堀商店街において観光客や府民を対象としたプラスチックごみの3Rを体験いただく実証事業「プラごみ“ほかさん”観光チャレンジ」を実施(10月)

・有識者、事業者、市町村等で構成される「おおさかプラスチック対策推進プラットフォーム」にて、プラスチックごみの排出抑制や流出対策等について意見交換を行うとともに、プラスチック被覆肥料殻の流出実態把握及び流出対策設備の効果検証を実施

【循環型社会推進室 06-6210-9566, 06-6210-9570】

■再生品普及促進事業

[118 千円]

(目的)

資源の循環的な利用の促進と循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成すること。

(内容)

府内で発生した循環資源(廃棄物等)を利用して日本国内の工場で製造したものあるいは国内で発生した循環資源を利用して府内の工場で製造したものであって、品目ごとの認定基準に適合するものを「大阪府認定リサイクル製品」として認定しました。

2015年度に制度を改正し、「使用済の認定製品を製造者が回収して再びリサイクルする製品」である『なにわエコ良品ネクスト』と、それ以外のリサイクル製品である『なにわエコ良品』に認定製品を区分しました。

「繰り返しリサイクルされる製品」にも着目して認定することで、「より質の高いリサイクル」を推進しています。



<2023年度の取組実績>

ロハスフェスタ万博 2023 秋での認定製品の展示

・計7回イベントに出展し、認定製品の普及啓発・利用促進を図るとともに、3月に認定を実施

【参考】2023年度末認定製品数 345 製品

(内、なにわエコ良品ネクストは 150 製品)

【循環型社会推進室 06-6210-9567】

■容器包装リサイクルの推進

[52 千円]

(目的)

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」に基づき、府内における容器包装廃棄物の発生抑制や再商品化を促進すること。

(内容)

第10期大阪府分別収集促進計画(2023~2027年度)に基づき、市町村の分別収集の実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握しました。また、容器包装廃棄物の3Rを推進するため、発生抑制や分別収集の促進に関する情報を府民や市町村へ提供するとともに、効果的な手法等は市町村間で情報共有を図りました。



<2023年度の取組実績>

・府内市町村の分別収集の実施状況を把握し、ホームページ上で速やかに公表

【参考】2022年度分別収集量:17万3千トン



破碎後のペットボトル

【循環型社会推進室 06-6210-9566】

■産業廃棄物の多量排出事業者による取組の促進

[- 千円]

(目的)

事業者から提出された処理計画及び実施状況報告の内容を公表することにより、見える化を図り、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組等を促進すること。

(内容)

事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者(多量排出事業者)は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその実施の状況について知事に報告することとなっています。

事業者から提出された報告の内容をホームページ上に速やかに公表することにより、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組等を促進し、必要に応じ適切な助言を行いました。

<2023年度の取組実績>

- ・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表

【参考】2023年度公表状況

産業廃棄物処理計画 192 件

産業廃棄物処理計画実施状況報告 207 件

特別管理産業廃棄物処理計画 92 件

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 92 件

【循環型社会推進室 06-6210-9570】

■食品ロス削減対策の推進

[11,179 千円]

(目的)

2020 年度に策定した「大阪府食品ロス削減推進計画」に基づき、事業者、消費者、行政が一体となって、府内の食品ロス削減に向けた取組を促進すること。

(内容)

- ・流通の各段階の事業者及び消費者を構成員とするネットワーク懇話会等を設置し、意見交換や取組状況の進捗管理を行いました。
- ・消費者啓発や未利用食品の有効活用促進のためのフードバンク活動支援など、具体的な取組を展開しました。
- ・地域活動や学校への出前講座など多様な分野で活躍するボランティア「もったいないやん活動隊」を募集し、市町村や事業者と連携して食品ロス削減の取組や府民啓発を推進しました。
- ・外食、小売等事業者向け、消費者向け取組を特定のエリアで一体的に実践しました。



<2023年度の取組実績>

- ・食品ロス削減ネットワーク懇話会の実施回数 3 回
- ・セミナー等の実施回数 5回
- ・ポータルサイトの運用拡充(府民向けページの追加)
- ・おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度

新規参加事業者数 10 事業者

食品ロス削減月間ポスター

【流通対策室 06-6210-9607】

プラスチックごみ対策の推進

■おおさかプラスチックごみゼロ宣言推進事業

[2,124 千円]

(目的)

プラスチックごみ問題に対する府民や事業者の環境意識の向上を図り、使い捨てプラスチックごみの削減などにつながるあらゆる主体の環境配慮行動を促進すること。

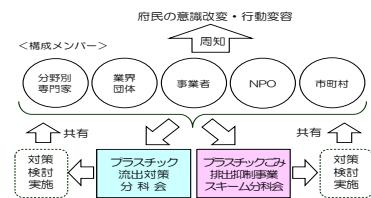
(内容)

・おおさかプラスチック対策推進プラットフォームの運営

海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、有識者、事業者、市町村等幅広い関係者によるプラットフォームとその分科会において、テーマごとに具体的な対策の検討、実証事業の実施、効果検証等を行うとともに、効果的な取組を広く共有・発信しました。

・マイボトルの普及拡大・啓発

事業者、NPO、市町村等で構成する「おおさかマイボトルパートナーズ」の会議を開催し、マイボトルの利用啓発、マイボトルスポットの普及、効果的な情報発信について意見交換を行うとともに、各主体が連携した取組を行う等、マイボトル利用をはじめとするプラスチックごみ削減の機運を醸成しました。



おおさかプラスチック対策推進
プラットフォーム



<2023年度の取組実績>

・おおさかプラスチック対策推進プラットフォーム

全体会合 開催回数 2回

分科会 開催回数 4回(2分科会×2回)

・おおさかマイボトルパートナーズ会議 1回

おおさかマイボトルパートナーズ
によるイベントでのマイボトルスポット設置

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9319】

■使い捨てプラスチックごみ対策推進事業

[5,168 千円]

(目的)

2020 年度に策定した「大阪府循環型社会推進計画」のプラスチックごみ対策の推進等に関する目標を達成するため、府民の行動変容を促進し、使い捨てプラスチックの使用を削減すること。

(内容)

・マイ容器等の利用可能な店舗を検索できる「Osaka ほかさんマップ(2021年10月開設)」の掲載店舗の拡大を図るとともに、府民への情報発信の強化を図り、引き続き運用していきます。

・府民を含めた観光客のプラスチックごみ排出抑制と、意識醸成を促すため、ミナミ・道頓堀地区をモデルに、プラスチックごみの3R 実証事業等を実施しました。



<2023年度の取組実績>

・マイ容器等の利用可能な店舗を検索できる「Osaka ほかさんマップ」の掲載店舗の拡大を実施(Osaka ほかさんマップ(777件・R6.3末時点))

・「Osaka ほかさんマップ」に地域で実践している3Rの取組事例の紹介ページ”ほかさんループ”を開設し、情報発信を実施(計6事業者・団体の事例を掲載)。

・10月に道頓堀商店街において、「プラごみ”ほかさん”観光チャレンジ」を実施し、観光客等に対してプラごみの3Rに関する啓発を実施(道頓堀商店街におけるマイボトル等の利用できる店舗を多言語で紹介する”Dotonbori ほかさんマップ”への掲載:7店舗、リユース食器の選べるサービスへの協力:2店舗)。

【循環型社会推進室 06-6210-9566】

■万博を契機とした環境・エネルギー先進技術普及事業【新規】

[9,813 千円]

「I 脱炭素・省エネルギー社会の構築」に記載する「万博を契機とした環境・エネルギー先進技術普及事業」参照
(p28)

適正処理の推進

■PCB廃棄物適正処理の推進

[133 千円]

(目的)

PCB(ポリ塩化ビフェニル)使用製品及び廃棄物について、期限内 2026 年度末までの完全処分をめざすこと。

(内容)

- ・PCB特別措置法により、期限内の完全処分が義務付けられているPCB廃棄物等について、「大阪府PCB廃棄物処理計画」に基づき、保有している事業場への立入検査などにより、法に基づく届出、適正管理及び期限内処分等を行いうよう指導を行いました。
- ・府保有(集約保管分)の小型コンデンサー等について、適正管理を行いました。



PCB廃棄物に係る立入検査

<2023 年度の取組実績>

- ・府内におけるPCB廃棄物(JESCO 大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等)の処理進捗率

2023 年度末:100% ※JESCO 大阪への登録台数に占める割合

【循環型社会推進室 06-6210-9583】

■産業廃棄物の適正処理の徹底

[22,225 千円]

(目的)

廃棄物の排出事業者や処理業者への指導を徹底し、不適正処理の未然防止、早期発見を図ること。

(内容)

- ・排出事業者や処理業者に対しては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付や適正処理に向けた指導の徹底を図りました。
- ・産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の未然防止、早期発見に向けた随時のパトロールによる監視・指導など、警察等と連携しながら法令遵守の徹底を図るとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図りました。
- ・有害使用済機器(廃棄物を除く、使用済の電気電子機器)については、届出や保管・処分の基準遵守を指導しました。



産業廃棄物の不適正処理現場
(野外焼却)

<2023 年度の取組実績>

- ・建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中パトロール等を実施
- ・排出事業者への説明会の開催 2回
- ・不適正処理防止推進強化月間 6月・11月

【参考】2023 年度実績

- ・不適正処理件数 361 件

【循環型社会推進室 06-6210-9570】

■廃棄物最終処分場の適正管理等

[136,104 千円]

(目的)

廃棄物最終処分場の適正管理及び確保を図ることにより、廃棄物の適正処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資すること。

(内容)

大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス事業)について、関係地方公共団体と協力し、事業促進を図りました。

また、産業廃棄物最終処分場である堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行いました。



<2023年度の取組実績>

- ・大阪湾圏域広域処理場整備事業の促進会議等 39回
- ・堺第7-3区の適切な維持管理
- 環境調査 12回 1,792検体
- 老朽化対策 護岸被覆防食工事 187.3m²
- 排水路改修工事 31.0m
- 調整池pH低減対策 フィールド実証試験 実施(11月から3月)

フェニックス処分場での



堺第7-3区環境調査
(浸出水の採取)

【循環型社会推進室 06-6210-9562】

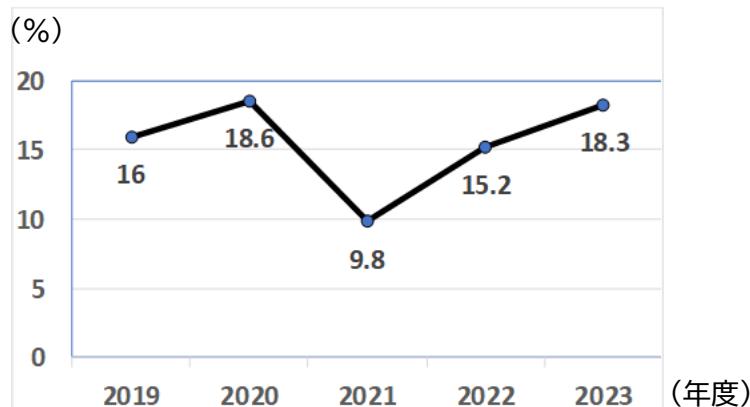
III 全てのいのちが共生する社会の構築

《2030年の実現すべき姿》

- 生物多様性の保全や自然資本の持続可能な利用の機運が醸成され、多様な主体が連携し、府域の自然環境の保全及び回復活動が進んでいる。
- 府民、事業者、民間団体などあらゆる主体が生物多様性の重要性を理解し、日常生活の中でも自然環境に配慮した行動をしている。
- 希少な野生生物について生息状況のモニタリングが進むとともに、関係者が連携して特定外来生物の防除対策が進んでいる。

《現状》

- 自然環境に配慮した行動をする府民の割合について、2023年度は18.3%となっています。



自然環境に配慮した行動をする人の割合(大阪府政策マーケティング・リサーチ)

- 府内において連携した取組(※1)を行っている事業者・団体数は、2023年度、310事業者・団体となっています。
※1 地域での生物多様性保全活動や森づくり活動等
- 府内で確認された特定外来生物(※2)のうち、必要な対策(防除・啓発)がなされた割合には、2023年度は29.4%(34種のうち10種)となっています。
※2 アライグマ、クビアカツヤカミキリ、ヒアリなど34種
- 法令等に基づく地域指定実面積は、2023年度末時点で84,232ha(※3)となっています。
※3 内訳:陸域 84,210ha、海域 22ha

名称	指定面積(ha)	名称	指定面積(ha)
保安林	17,569	自然環境保全地域	38
鳥獣保護区	12,914	緑地環境保全地域	37
国定公園	16,498	特別緑地保全地区	18
府立自然公園	3,541	自然海浜保全地区	22
近郊緑地保全区域	33,580	国・府指定天然記念物	15
		合計	84,210

●施策の方向

- 生物多様性の理解と生物多様性に資する行動の促進
- 自然資本の持続可能な利用、維持・充実
- 生物多様性保全に資する仕組みづくりの推進

《分野別計画及び目標等》

➢ 大阪府生物多様性地域戦略

概要：生物多様性基本法に基づく、府内の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画

目標：○自然の恵みに関する意識の向上

○自然環境に配慮した行動の促進

○自然環境の持続的な保全の推進

○事業者等と連携した保全活動の推進

○特定外来生物の防除の推進

○市町村や保全団体等と連携したモニタリング体制の構築

施策事業名の横の[]内の数字は、2023(令和5)年度決算額です。

2023年度の主な施策・事業と実績

生物多様性の理解と生物多様性に資する行動の促進

■生物多様性地域戦略に基づく生物多様性普及啓発の推進【一部新規】

[1,492 千円]

(目的)

自然の恵みに関する意識の向上や自然環境に配慮した行動の促進を図るため、普及啓発を進めること。

(内容)

消費者視点での生物多様性と暮らしに関わる情報発信ツール「おおさか生物多様性なび」の提供に向けたコンテンツ作成の実施や、五感による自然の体感を通じた普及啓発により、生物多様性の「日常化」・「身近化」を進めました。

また、教育現場や企業等における生物多様性研修プログラムの普及を推進し、特に次世代を担う若い世代の自然の恵み(生態系サービス)に関する意識醸成を図りました。



<2023年度の取組実績>

多奈川ビオトープでの保全活動

- ・5月30日(火)におおさか生物多様性施設連絡会を開催し、21施設 23人が参加
- ・多奈川ビオトープでの保全活動は計326人の参加がありました。

【みどり推進室 06-6210-9557】

自然資本の持続可能な利用、維持・充実

■多様な主体と連携した森・里・川・海における取組【新規】

[- 千円]

(目的)

多様な主体の生物多様性保全に向けた取組を促進すること。

(内容)

生物多様性保全に積極的に取り組む企業・団体の取組をPRする「おおさか生物多様性応援宣言」制度を提供し、企業や団体の生物多様性保全への取組を促進しました。



<2023年度の取組実績>

企業が参画する保全活動

- ・2024年3月31日現在、81社・団体が登録済み。

【みどり推進室 06-6210-9557】

■外来生物に対する取組【新規】

[- 千円]

(目的)

府内で確認されている特定外来生物等について、府民等の理解を促進し、被害拡大防止のため、効果的な防除を進めること。

(内容)

府内で確認されている特定外来生物等の生態系等への被害の大きさを示した「大阪府外来生物アラートリスト」を活用し、府民等の理解を促進しました。

<2023年度の取組実績>

- ・5月31日第1回 緑化技術研修会「大阪の桜を守ろう！クビアカツヤカミキリの生態と防除」を開催し、現地52名・WEB51名の計103名が参加



特定外来生物
クビアカツヤカミキリ
※写真提供:(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所

【みどり推進室 06-6210-9557】

■共生の森づくり活動の推進

[3,688 千円]

(目的)

堺第7-3区産業廃棄物最終処分場において、自然再生のシンボルとなる共生の森を整備し、多様な主体の協働による森づくり活動を支援すること。

(内容)

堺第7-3区産業廃棄物最終処分場の一部「共生の森(約100ha)」において、野鳥や小動物の生息する草地や水辺等に森林が介在する大規模な“みどりの拠点”を創出するために、府民、NPO、企業等多様な主体との連携による植栽、草刈、間伐等の森づくり活動と、自然観察等の自然環境学習を実施しました。

<2023年度の取組実績>

- ・共生の森づくり活動への参加人数 614人
- ・企業や府民による植栽面積 約0.14ha



共生の森での森づくり活動

【みどり推進室 06-6210-9557】

■天然記念物イタセンパラの保護増殖及びこれを利用した普及啓発事業

[- 千円]

(目的)

淀川に生息する天然記念物で国内希少野生動植物種の淡水魚イタセンパラの野生復帰の試みと、それらを用いた普及啓発を推進し、生物多様性保全の重要性についての府民等の理解を促進すること。

(内容)

(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所生物多様性センターでは、センター内の試験池においてイタセンパラの生息域外保全を行っています。また、生息域内保全として、2009 年度から国土交通省・淀川河川事務所と共に淀川への野生復帰の試みを開始し、2013 年度に再導入を行った城北ワンドでは、継続して生息が確認されていましたが急速に減少傾向となり、2023 年度には未確認となりました。

2023 年度は、地引網や環境 DNA 分析等を用いた淀川での生息状況の確認や外来種の防除等に関する調査研究を行うとともに、「淀川水系イタセンパラ保全市民ネットワーク(イタセンネット)」が行う保全活動の支援を行いました。また、親子等を対象とした観察会等を開催し、生物多様性に関する普及啓発を実施しました。

<2023 年度の取組実績>

- ・イタセンパラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認
- ・イタセンネットの保全活動(25 回、951 人)
- ・観察会(1 回、81 人)



イタセンパラ



イタセンネットの活動の様子

【みどり推進室 06-6210-9557】

■日本万国博覧会記念公園事業（市民参画型事業）

[- 千円]

(目的)

万博記念公園における生物多様性の向上を図るため、市民参画等により、園内環境の整備を行うこと。

(内容)

NPO 団体等との協働により、竹林や花壇の整備を行うと共に、自然ガイドなどの情報発信を行いました。

※2018 年 10 月から、指定管理者に事業引き継ぎ済



地域団体などとの協働による価値の創出



竹林管理

<2023 年度の取組実績>

- 市民参加による管理
- ・竹林・田畠・果樹園 5.2ha
- ・園内花壇 0.6ha

【日本万国博覧会記念公園事務所 06-6877-3349】

生物多様性保全に資する仕組みづくりの推進

■希少な野生動植物種の保全に資する仕組みづくり【新規】

[- 千円]

(目的)

生物多様性の保全に資する行動を促進し、希少な野生動植物種保全のための仕組みづくりを進めること。

(内容)

生物多様性の保全に向けた取組を効果的に進めるため、研究機関や市町村等と連携して府内の野生動植物種に係る調査情報等を収集し、府ホームページにおいて公表しました。



<2023年度の取組実績>

- ・各市町村が所有する野生動植物種の生息状況にかかるデータを取りまとめ、「大阪府いきもの資料館」として府HPで紹介



サギソウ

(環境省準絶滅危惧、府絶滅危惧II類)
※写真提供:(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所

【みどり推進室 06-6210-9557】

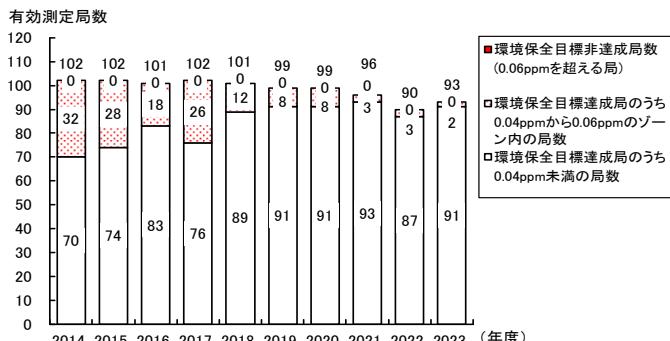
IV 健康で安心して暮らせる社会の構築

《2030年の実現すべき姿》

- すみわたる空気やすんだ川、豊かな海や里山がある大阪が実現している。
- 環境リスクが最小化され、良好で安心して暮らせる生活環境が確保されている。
- 環境に関するリスクコミュニケーションの普及により、府民、事業者、行政機関等が信頼しあい安心できる暮らしが確立されている。

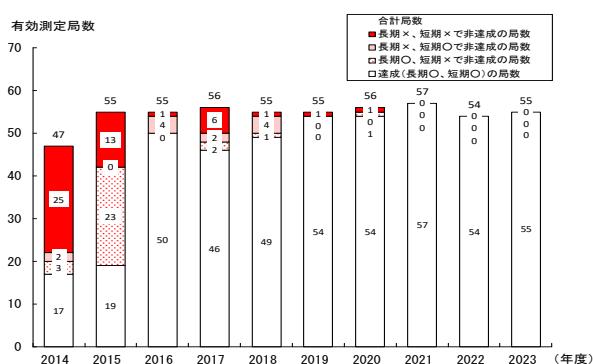
《現状》

- 二酸化窒素は、改善傾向にあり、生活環境保全目標(1時間値の1日平均値が0.04~0.06ppmのゾーン内、またはそれ以下)の上限値0.06ppmを下回るレベルに達し、95%以上の測定局が0.04ppm未満となっています。



二酸化窒素の生活環境保全目標達成状況の推移

- PM2.5は、2011年度から自動測定機を順次整備し、常時監視しています。2023年度は、55局(有効測定局)で測定を行い、全局で生活環境保全目標を達成しました。



微小粒子状物質(PM2.5)の生活環境保全目標達成状況の推移

- 光化学スモッグ注意報の発令回数は、年度毎に気象条件による変動が大きく、増減を繰り返しています。また、九州地方から関東地方の広い範囲で発令があり、西日本や日本海側では、広域移流の影響も指摘されています。



光化学スモッグの発令回数の推移

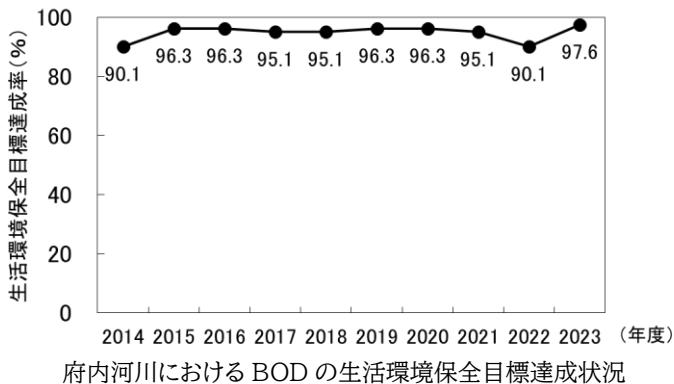
光化学スモッグとは

光化学オキシダントの濃度が高くなったとき、気象条件により白くモヤがかかったようになる現象のこと。人体への影響としては、目やのどへの刺激を中心とする被害が報告されています。

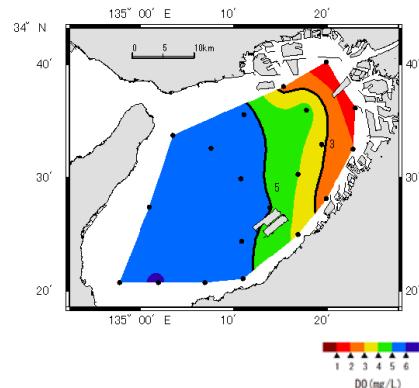
PM2.5とは

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径2.5マイクロメートル以下の微小な粒子のことをいいます。
肺の奥深くまで入り込みやすく、長期的に一定濃度以上吸入すると、呼吸器疾患、循環器疾患等の影響が懸念されます。

- 河川の水質は、工場・事業場の排水処理対策や下水道の整備等によって、BOD の生活環境保全目標達成率が近年 90%以上となって います。



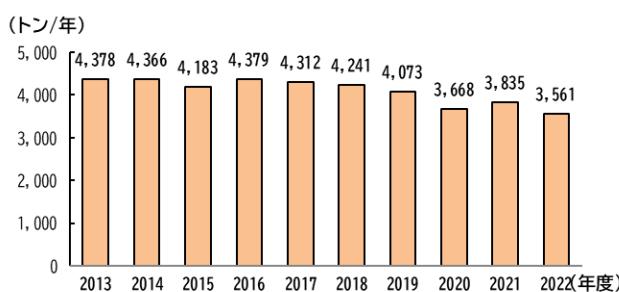
- 夏季に湾奥部や埋立てのための海底土砂採取等で生じた窪地で発生する貧酸素水塊や青潮が水生生物に影響を与えていま す。



貧酸素水塊とは
水に溶けている酸素の量が極めて少ない水塊のこと。

- 大阪府の海岸は、埋立てや海岸整備等により、自然海岸が全体のわずか1%という状況であり、魚介類の産卵・育成に不可欠な藻場は近年減少傾向にあると推定されています。
(2015年調査値:97ha、2021年推定値:84ha)。

- 府内における化管法対象物質の届出排 出量は減少傾向にあります。



*届出排出量の数値は、最新の届出内容に基づき過去に遡って修正しています。

- 府内における化管法対象物質の排出量は、全国第 9 位となっています。

都道府県別の化管法対象物質の排出量(2022 年度)

都道府県	届出 排出量(トン)	届出外排出量(トン)			排出量 合計(トン)
		事業所	家庭	移動体	
1 愛知県	8,343	6,185	1,961	2,587	19,077
2 東京都	1,206	8,579	1,021	2,573	13,379
3 静岡県	7,313	2,919	1,208	1,712	13,152
4 埼玉県	5,383	3,488	1,502	2,284	12,657
5 茨城県	4,905	4,894	1,040	1,732	12,570
6 千葉県	4,231	4,588	1,522	2,227	12,568
7 北海道	1,790	6,935	815	2,669	12,209
8 神奈川県	4,737	4,361	933	2,133	12,164
9 大阪府	3,561	5,306	1,095	1,997	11,959
10 福岡県	5,325	3,243	1,053	1,765	11,386
その他	75,519	52,354	17,578	32,679	178,131
合計	122,313	102,851	29,728	54,359	309,252

化管法とは

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の略称。人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質の環境中への排出量等を把握、集計、公表する仕組み(PRTR 制度)を規定。現在 515 物質(2022 年 3月までは 462 物質)がこの法律の届出対象として指定されています。

● 施策の方向

- 固定発生源対策の推進
- 自動車から排出される窒素酸化物(NOx)と粒子状物質(PM)の削減対策の推進
- PM2.5 対策の検討・実施
- 光化学オキシダント・揮発性有機化合物(VOC)対策の推進
- 建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底
- 騒音・振動・悪臭の防止
- 生活排水の100%適正処理をめざした生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進
- 水質汚濁負荷量の削減
- 大阪湾の環境改善対策の推進
- 水環境の保全・再生
- 環境リスクの高い化学物質の排出削減
- 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進
- 残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理
- 地盤沈下対策の推進
- 環境監視
- 公害紛争処理

《分野別計画及び目標等》

- **生活環境保全目標**
概要:府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準として、大阪府が定めている目標。
- 「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プラン<<2022年10月策定>>
(「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」・「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」)
概要:「豊かな大阪湾」の実現をめざし、「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画(※1)」及び「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(※2)」に基づく施策をより一体的に推進するため、一つの計画として取りまとめたもの。
(※1)「瀬戸内海環境保全基本計画」に基づき、大阪府の区域において、瀬戸内海の環境の保全に関する実施すべき施策について定めたもの。
(※2)「総量削減基本方針」に基づき、府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量(COD)、窒素(T-N)、りん(T-P)の削減目標を達成するために行う取組について定めたもの。
- 目標:○将来像
 - ・多様な生物を育む場が確保されている
 - ・健全な物質循環が行われ、良好な水環境が保たれている
 - ・都市活動や暮らしに潤いと安心を与え、大阪の都市としての魅力を高めているという多面的価値・機能が最大限に發揮された「豊かな大阪湾」が実現していること
- 個別目標
 - (1) 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保
 - (2) 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに都市の魅力を高める潤い・安心の創出と自然景観及び文化的景観の保全
 - (3) 海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみの除去・発生抑制等
 - (4) 気候変動等への対応
- おおさか海ごみゼロプラン(大阪府海岸漂着物等対策推進地域計画)
概要:「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に基づき、大阪湾の特性・実情に応じて、実施すべき施策や推進体制をとりまとめたもの。同法の改正に伴い、海洋プラスチックごみ対策に重点を置いた改定を行い、目標や施策の基本方針等を定めている(2017年3月策定・2021年3月改定)。
- 目標:○長期的(2050年を想定)にめざす姿
「豊かな大阪湾」の実現のため、プラスチックごみを含め人の活動に伴うごみの流入がない大阪湾をめざす。
○計画の目標:2030年度に大阪湾に流入するプラスチックごみの量を半減する。
- 大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画[第4次]<<2024年3月策定>>
概要:自動車NOx・PM法に基づき指定された対策地域において、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染に係る環境基準を確保するため、自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量を削減するための各種対策を総合的に推進する。
- 目標:○2026年度までに、対策地域全体(※)で二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を継続的・安定的に確保する。
(※)能勢町、豊能町、太子町、河南町、岬町、千早赤阪村以外の府内37市町
○本計画の対策を推進した場合の2026年度の排出量の推計値である「指標値」を大阪府独自で設定し、全ての測定局で二酸化窒素(NO₂)が0.04ppmを下回るなど、さらなる大気環境の改善に向けて取り組む。

施策事業名の横の[]内の数字は、2023(令和5)年度決算額です。

2023年度の主な施策・事業と実績

固定発生源対策の推進

■大気汚染防止のための事業所規制

[3,826 千円]

(目的)

事業所に対して大気汚染物質の排出規制を行い、大気環境基準を達成すること。

(内容)

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく施設等の設置・変更の事前届出について、ばい煙(NOx、SOx、ばいじん、有害物質)、揮発性有機化合物、粉じん、水銀、ダイオキシン類等の排出基準、設備構造基準の適合状況を審査し、必要に応じて改善指導を行いました。

また、立入検査を行い施設の稼働状況や排ガス測定結果の確認を行うとともに、事業者に対して施設の点検結果等の報告を求めるほか、規制基準の適合状況を確認するため、排ガス等の測定を実施しました。

2022年3月の条例改正に伴う規制の見直しに関しては、事業者への周知や立入検査の実施により履行の徹底を図りました。



事業所立入



<2023年度の取組実績>

- ・法、条例対象施設の事前届出審査を行い、不適合の場合には速やかに改善するよう指導を実施
- ・苦情の有無や排ガス量の規模等に応じて事業所に立入検査を行い、規制基準適合状況の確認や指導等を実施
- ・排ガス測定を実施し、適合状況を確認
(ダイオキシン類等一部項目の分析は、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所で実施)
- ・立入検査実施回数 346回実施
- ・ダイオキシン類排出濃度測定 1事業所
- ・揮発性有機化合物濃度測定 1事業所
- ・有害物質測定 7事業所
- ・水銀測定 1事業所
- ・窒素酸化物測定 1事業所

【環境管理室 06-6210-9581】

自動車から排出される窒素酸化物(NOx)と粒子状物質(PM)の削減対策の推進

■自動車NOx・PM総量削減対策の推進

[14,112 千円]

(目的)

窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)の削減のため、関係機関が各種自動車環境対策を連携・協力して推進し、対策地域全体で二酸化窒素(NO₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)に係る大気環境基準を達成・維持すること。

(内容)

関係機関(関係市町村、道路管理者等)と連携し、交差点対策(右折レンジ設置等の渋滞対策)等の交通流対策のほか、エコドライブの推進や電動車の普及促進等の諸施策を総合的に推進するとともに、自動車 NOx・PM 法に基づく総量削減基本方針の変更等を踏まえ、第4次計画を策定しました。



<2023年度の取組実績>

- ・NO₂、SPM に係る大気環境基準の全局達成・維持
- ・NOx・PM の排出量の把握
- ・第4次大阪府自動車 NOx・PM 総量削減計画を策定

【参考】

- ・NO₂、SPM に係る大気環境基準 全局達成(2022年度)
- ・対策地域からの NOx・PM 排出量
NOx:7,650トン、PM:460トン(2022年度)



電動車用グリーン配達
適合車ステッカー

【環境管理室 06-6210-9587】

■気候変動対策推進条例に基づく電動車の普及促進

[- 千円]

■官民協働の率先導入・普及啓発による電動車の普及促進

[- 千円]

■乗車体験等を通じたゼロエミッション車普及促進事業

[4,754 千円]

■万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業

[633,916 千円]

■電気自動車用充電設備の整備促進

[14,920 千円]

■新たなモビリティサービスの導入促進

[26,654 千円]

※「I 脱炭素・省エネルギー社会の構築」に記載する「輸送・移動における脱炭素化に向けた取組促進」参照
(p.32~p.34)

PM2.5 対策の検討・実施

■微小粒子状物質（PM2.5）の現状把握と的確な注意喚起の実施

[13,562 千円]

(目的)

PM2.5 の常時監視等の情報や注意喚起を的確に発信することなどにより、府民の安全・安心を確保すること。

また、PM2.5 を構成する成分の分析を実施し、発生源に関する知見を集積すること。

(内容)

自動測定機により大気の状況を把握しホームページで公表しました。PM2.5 濃度が高くなると予測される場合には、注意喚起の情報を防災情報メール等により速やかに発信することとしていましたが、2023 年度は該当する日は、ありませんでした。

また、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携して、季節ごとの成分分析を行い、府内における PM2.5 の構成成分の実態及び季節変化を把握し、発生源に関する知見を集積しました。



<2023 年度の取組実績>

- ・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握
(府所管 一般局:19 局、自排局:6 局、うち成分分析:1局)

粒子の大きさ比較

【環境管理室 06-6210-9621】

光化学オキシダント・揮発性有機化合物（VOC）対策の推進

■光化学オキシダント・VOC 対策の推進

[167 千円]

(目的)

光化学スモッグの原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の排出量を削減すること。

(内容)

VOC の排出規制を着実に実施するとともに、化学物質管理制度に基づく事業者による適切な管理等を促進しました。

また、光化学スモッグ予報等の発令時には、健康被害の未然防止のため府民への周知を行うとともに、削減措置の対象工場へ NOx や VOC の削減要請を行いました。



<2023 年度の取組実績>

- ・VOC の排出抑制
- 【参考】
 - ・VOC 届出排出量 8,300 トン／年(2022 年度)

光化学スモッグ発令画面

【環境管理室 06-6210-9577】

建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底

■府有施設吹付アスベスト対策事業

[76,298 千円]

(目的)

府有施設において使用されているアスベストによる健康被害を防ぐこと。

(内容)

府有施設において使用されている吹付アスベストについて除去対策工事等を実施するとともに、空気環境測定による定期点検を実施しました。

<2023 年度の取組実績>

- ・アスベスト除去対策工事等の実施 6施設
- ・空気環境測定の実施 288 箇所

【公共建築室 06-6210-9788】

■アスベスト飛散防止対策等の推進

[- 千円]

(目的)

府民の健康を守るため、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベスト飛散防止の徹底を図ること。

(内容)

大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査や石綿濃度測定等を実施するほか、石綿事前調査結果報告システムや建設リサイクル法の届出情報を活用して事前調査の内容確認や届出対象規模未満の解体現場等の立入検査を行いました。

6 月の「アスベスト飛散防止推進月間」においては、解体現場の府内一斉パトロールや、府民・事業者を対象としたセミナーを行うとともに、12 月には、関係団体・国・市町村と「大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議」を開催し、アスベスト飛散防止対策の徹底に関する周知の取組について共有を図りました。

また、災害時のアスベスト飛散防止に係る措置について、HP 等を通じて府民等への周知を行いました。



<2023 年度の取組実績>

- ・解体現場等の立入検査等625件
- ・規模の大きい作業の石綿濃度測定（分析は、（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所で実施）
- ・石綿飛散防止対策セミナー等の開催・届出 159 件

セミナーの様子

【環境管理室 06-6210-9581】

騒音・振動・悪臭の防止

■生活騒音に係るリスクコミュニケーション促進事業【新規】

[4,845 千円]

(目的)

法令の規制のない生活騒音問題の未然防止、早期対応を図ること。

(内容)

「生活騒音」は、原因がさまざまで、また、個人により被害感が異なることから、対応する関係者間のリスクコミュニケーションが難しい。

そこで、一般の方や専門家(不動産関係者、弁護士など)向けに、騒音の基礎的事項と、その対応方法を示す、リスクコミュニケーションを支援するための手引書を作成しました。



<2023年度の取組実績>

- ・関係機関等へのヒアリングやアンケートによる生活騒音の実態把握
- ・生活騒音に係るリスクコミュニケーション支援ツール作成検討会の開催 3回
- ・生活騒音に関わる方々に向けた手引書の作成

くらしの騒音ハンドブック
～共同住宅を中心～

【環境管理室 06-6210-9588】

■騒音・振動の防止

[12,264 千円]

(目的)

工場・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動を防止し、生活環境の保全を図ること。

(内容)

幹線道路沿道における自動車騒音、大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関に低騒音舗装や低騒音型機材への代替などの対策の推進を働きかけました。

また、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制権限を有する市町村において規制・指導の徹底が図られるよう、必要な技術的支援を行いました。



<2023年度の取組実績>

航空機騒音の測定

- ・自動車騒音モニタリング調査を 10 町村域で実施
(自動車騒音に係る環境基準の達成率:93.7%(2022年度))
- ・航空機騒音調査の実施
大阪国際空港周辺では、5地点のうち3地点で環境基準を達成
関西国際空港周辺では、2 地点全てで環境基準を達成
- ・市町村研修会の開催 5回

【環境管理室 06-6210-9588】

■沿道環境改善事業

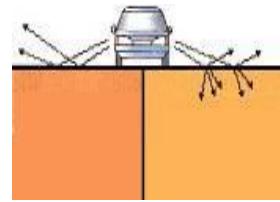
[0 千円]

(目的)

府が管理する道路において、騒音対策として低騒音舗装(排水性舗装)を実施し、沿道の環境改善を図ること。

(内容)

環境基準の達成状況が悪い区間(騒音対策区間)において、路面の損傷状況に応じた補修を行う際に、低騒音舗装(排水性舗装)を実施することにより、騒音の低減を図り沿道環境を改善します。



<2023年度の取組実績>

- ・実施路線:なし

低騒音舗装による騒音対策
【道路室 06-6944-9291】

■悪臭防止規制指導に関する市町村支援

[- 千円]

(目的)

悪臭規制事務を担当する府内の市町村が適正な悪臭規制を推進できるよう市町村への支援を行うこと。

(内容)

市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せの対応や悪臭防止法施行状況調査の取りまとめを通して、悪臭規制事務で市町村が苦慮している点や府内の悪臭苦情の現状を把握しました。

そのうえで市町村職員を対象に研修会を開催し、臭気指指数規制等の規制内容の説明や悪臭苦情事例等の情報共有を行うことで、事務の処理方法や苦情の対応方法の習得を支援しました。



<2023年度の取組実績>

- ・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応
- ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ
- ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施 1回

研修会での臭気測定の実習

【環境管理室 06-6210-9581】

生活排水の100%適正処理をめざした生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進

■水質汚濁防止の事業所規制

[4,807 千円]

(目的)

水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業所に対して水質汚濁物質等の排出規制及び有害物質の地下浸透規制を行い、水質環境基準の達成及び有害物質による地下水汚染の防止を図ること。

(内容)

法・条例に基づく施設の設置・変更の事前届出を義務付け、生物化学的酸素要求量(BOD)や有害物質等の排水基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ指導を行いました。

また、規制の実効性を確保するため、届出施設等について立入・採水検査を実施し、排水基準や施設等の構造基準の遵守指導を行いました。



事業所排水の採水検査

<2023年度の取組実績>

- ・排水基準が適用される事業所、立入・採水検査を実施
- ・施設等の構造基準が適用される事業所、立入検査を実施
- ・届出・申請のあった事業所、立入検査等を実施

【参考】2023年度実績

- ・工場・事業所立入件数:328件、試料採取・分析件数:130件うち17件について改善を指導

【環境管理室 06-6210-9585】

■生活排水対策の推進

[- 千円]

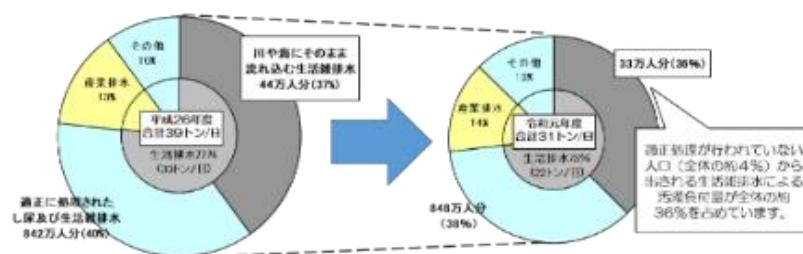
(目的)

河川等の良好な水環境を確保するため、生活排水の汚濁負荷量の削減を図ること。

(内容)

河川等の汚濁の原因の約7割を占める生活排水の汚濁負荷量を削減するため、「市町村生活排水処理計画」の見直し等への技術的支援を行い、下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進しました。

また、「大阪府生活排水対策推進月間」(2月)を中心啓発活動を通じて、家庭でできる生活排水対策の実践の浸透を図りました。



<2023年度の取組実績>

- ・「市町村生活排水処理計画」見直し予定市町村等を対象として、ヒアリング等技術的支援を実施 6回
- ・生活排水対策に関する街頭啓発やパネル展示等を実施 9か所
- ・生活排水適正処理率 96.9%(2022年度末)

【環境管理室 06-6210-9585】

■浄化槽整備事業の推進

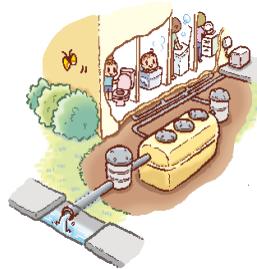
[3,796 千円]

(目的)

生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善のために、合併処理浄化槽の整備を推進すること。

(内容)

個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業（個人設置型）」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を整備し、住民から使用料を徴収して管理運営する「公共浄化槽整備推進事業（市町村設置型）」を実施する市町村に対して、府費補助金を交付するなど、浄化槽整備を推進しました。



<2023 年度の取組実績>

- ・浄化槽設置整備事業（個人設置型） 11 市町村
- ・公共浄化槽整備推進事業（市町村設置型） 5 市

合併処理浄化槽設置イメージ

【生活衛生室 06-6944-9180】

水質汚濁負荷量の削減

■総量削減計画の進行管理

[47 千円]

(目的)

府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量(COD)、窒素(T-N)、りん(T-P)の量を削減し、閉鎖性水域である大阪湾の水環境の改善を図ること。

(内容)

COD、T-N、T-Pに係る第9次総量削減計画の進行管理を行うため、関係機関等から入手した各種データの整理を行うことにより、発生負荷量を把握しました。あわせて、総量規制基準を設定する際に必要となる規制対象事業場の工程排水実態等についての調査や関係情報の収集・整理を行いました。

<2023 年度の取組実績>

- ・2022 年度の COD、T-N、T-P の発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を実施。

【環境管理室 06-6210-9577】

大阪湾の環境改善対策の推進

■「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プランの推進【一部新規】

[12,758 千円]

(目的)

大阪湾流域の自治体等の関係機関や事業者、NPO 等と連携し、大阪湾の水質改善・汚濁防止や湾奥部における生物が生息しやすい場の創出等を図ることにより豊かな大阪湾の創出をめざすこと。

(内容)

「「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プラン」に基づき、豊かな大阪湾の創出に向けた取組を推進しました。

また、大阪湾沿岸 23 自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を啓発しました。

さらに、大阪湾再生推進会議（事務局：近畿地方整備局）が策定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、水質一斉調査などを実施し、関係機関と連携しながら大阪湾の水質改善を推進しました。



<2023 年度の取組実績>

- ・「エコツーリズム」と「体験型環境学習」の2テーマについて、大阪湾の新たな保全・再生・創出活動を実践する団体を公募してモデル事業を実施し、選定した団体の活動成果等を基に、活動のノウハウ集を作成・公表
- ・大阪湾沿岸をブルーカーボン生態系（藻場・干潟等）の回廊でつなぐ「大阪湾 MOBA リンク構想」を推進するため、兵庫県とともに「大阪湾ブルーカーボン生態系アライアンス（MOBA）」を設置
- ・湾奥部に設置している環境改善モデル設備のモニタリングの実施
- ・大阪湾南部海域における栄養塩濃度管理手法検討シミュレーションの開発
- ・大阪湾フォーラムの開催、フィッティングショー等のイベントへの出展 5回

環境改善モデル設備の設置状況



出展イベントの様子

【環境管理室 06-6210-9577】

■おおさか海ごみゼロプランの推進

[1,539 千円]

(目的)

「豊かな大阪湾」の実現のため、プラスチックごみを含む人の活動に伴うごみの流入がない大阪湾をめざし、大阪湾に流入するプラスチックごみの量を 2030 年度に 2021 年度比で半減させる目標を達成すること。

(内容)

ごみの発生原因を踏まえた効果的な発生源対策や、まちや川、海岸における美化活動の活性化等を推進しました。



次のごみに行くまで
マンボのリズムで踊ろう！
全身を鍛えます

<2023 年度の取組実績>

「ごみ拾い de ながら運動」の運動メニュー例

- ・河川流域の自治体で構成する協議会を活用して府内で開催されるイベント等に出展し、楽しみながら参加したくなる美化活動（「ごみ拾い de ながら運動」等）を通じて幅広い層への参加を呼びかけるなど、発生源対策を推進
- ・大阪湾の海ごみの回収を推進（「海岸漂着物等対策事業」参照）。

【環境管理室 06-6210-9577】

■海岸漂着物等対策事業

[26,501 千円]

(目的)

大阪湾の海ごみを回収するとともに、その発生抑制のための実態調査や啓発を行うことにより、海洋プラスチックを含む海岸漂着物等の削減を図ること。

(内容)

漁業者と連携して海底ごみ及び漂流ごみを回収・処分するとともに、河川におけるマイクロプラスチックの実態把握調査(個数・プラスチック組成)及び海岸に漂着したごみの組成調査を実施しました。また、市町村が行う海岸漂着物等の回収や発生抑制の啓発に要する費用を補助しました。



漂流ごみの回収

<2023年度の取組実績>

- 府内の河川4箇所において、マイクロプラスチックの実態把握調査を実施。
- 府内の海岸1箇所において、漂着ごみの組成調査を実施。
- 市町村等の海岸漂着物等対策への補助 5団体
- 機船びき網漁船延べ134隻を使用して、漁場海中に浮遊しているゴミ(ビニールゴミ等)を回収・除去
- 小型機船底びき網漁船延べ300隻を使用して、漁場海底に堆積しているゴミ(空き缶等)を回収・除去
- 大阪府管理11漁港区域内の漂流物等(ビニール袋、空き缶等)を除去



【海ごみの組成調査
環境管理室 06-6210-9577】
【水産課 06-6210-9612】

■大阪湾漁場環境整備事業

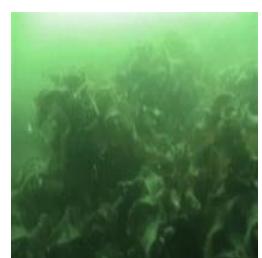
[99,206 千円]

(目的)

水産生物の産卵や幼稚仔魚の育成、ブルーカーボンの蓄積の場として重要な藻場を創造・保全し、海域環境の改善を図ること。

(内容)

「大阪府海域ブルーカーボン生態系ビジョン～藻場の創造・保全による豊かな魚庭(なにわ)の海へ～」(2022年策定)に基づき、泉佐野市以南の大坂府南部海域において、海底に着底基質(ブロック)を設置し、ハード・ソフトが一体となった取組により藻場の創造・保全、魚介類の生育環境の向上を図りました。



カジメ



【ガラモ(ホンダワラ属)
水産課 06-6210-9612】

<2023年度の取組実績>

- 岬町沖に着底基質を7基設置

水循環の保全・再生

■流域下水道事業の推進

[36,798,852 千円]

(目的)

流域下水道の整備を進めることにより、公共用水域の水質改善を促進し、BOD の環境目標の達成率の向上及び閉鎖性水域の富栄養化の軽減を図ること。

(内容)

大阪府の下水道普及率は 97%となり、水みらいセンター（下水処理場）や流域下水道幹線などの基幹施設は概成していることから、管渠、ポンプ場、水みらいセンターの計画的な改築など下水道の機能維持に取り組み、引き続き大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善を図りました。

また、水みらいセンターとポンプ場においては、合流式下水道の改善を推進しました。



水みらいセンター

<2023 年度の取組実績>

・下水道普及率の向上

【参考】2022 年度末現在

下水道普及率 97.0%

・施設整備内容

合流式下水道の改善 3箇所

下水処理機能の計画的な維持保全 35 箇所

(うち、水みらいセンター12 箇所、ポンプ場 23 箇所)

【下水道室 06-6944-6792】

環境リスクの高い化学物質の排出削減

■環境リスクの高い化学物質の排出削減

[117 千円]

(目的)

化学物質に係る環境リスクを低減すること。

(内容)

環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るために、化管法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の排出量等の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対する指導・助言を行いました。

また、排出量削減の効果を検証するため、有害大気汚染物質モニタリング等の測定データを活用し、環境への排出量と環境濃度の経年的な傾向及びその関連性等について比較検討を進めました。

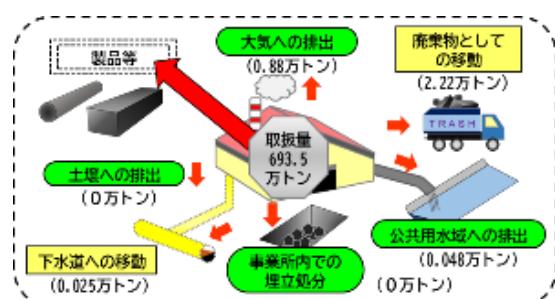
<2023 年度の取組実績>

・環境リスクの高い化学物質の排出を削減

【参考】

・排出量等の届出件数 化管法 1,411 件、条例 1,172 件(2023 年度実績)

・環境リスクの高い化学物質の排出量 0.93 万トン(化管法対象物質 0.36 万トンを含む)(2022 年度実績)



2022 年度の府内における化学物質の
届出排出量・移動量・取扱量
※届出排出量の合計: 0.93 万トン

【環境管理室 06-6210-9578】

■大規模災害時における化学物質による環境リスク低減対策の推進

[- 千円]

(目的)

大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的管理の強化を図ること。

(内容)

事業者に対し、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時の化学物質による環境リスクを把握し、その低減方策を検討・実施した管理計画書の届出を求め、届出された計画書に沿って対策が行われていくよう立入検査等により指導を行いました。

また、災害時の消防活動をより安全なものにするため、事業者からの届出情報に基づき、市町村消防部局に対し、化学物質の取扱情報を定期的に提供しました。

<2023年度の取組実績>

- ・届出された化学物質管理計画書の進捗状況の把握、立入検査等による対策推進の指導

【参考】2023年度実績

- ・大規模災害に備えたリスク低減対策に関する化学物質管理計画書の届出件数 545件(2023年度までの累計)
- ・立入検査実施件数 91件



対策事例集

「化学物質を取り扱う事業所で今日からできる対策事例～明日起きるかもしれない大地震に備えて～」

【環境管理室 06-6210-9578】

化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

■化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

[- 千円]

(目的)

化学物質による環境リスクに関する科学的な知見・情報を府民・事業者・行政が共有し、相互理解を深めるための対話である「リスクコミュニケーション」の取組を推進すること。

(内容)

化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について、府民・事業者等の理解を深めるため、化学物質対策に関するセミナーを開催しました。

<2023年度の取組実績>

- ・化学物質対策セミナー 1回開催(参加申込者数 380人)



化学物質対策セミナー

【環境管理室 06-6210-9578】

残留性有機汚染物質や汚染土壤等の適正管理・処理

■土壤・地下水汚染対策の推進

[159 千円]

(目的)

土壤汚染の早期発見、汚染土壤の適正な管理・処理による周辺住民の健康影響の防止、事業場における土壤汚染の未然防止及び地下水汚染対策を推進すること。

(内容)

土壤汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、土地の所有者等が行う土壤汚染の状況調査や汚染の除去等の措置について指導を行いました。

また、有害物質を使用している事業場における土壤汚染の未然防止のための漏えい防止対策や、事業者による地下水汚染対策が適切に推進されるよう指導を行いました。

<2023 年度の取組実績>

- ・土壤汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導

【参考】2023 年度実績

- ・形質変更届出件数 63 件
- ・調査結果報告件数(法・条例・自主) 44 件



汚染土壤掘削工事の現地確認
状況(地下水位の確認)

【環境管理室 06-6210-9579】

地盤沈下対策の推進

■地盤沈下対策に係る規制指導

[3,304 千円]

(目的)

工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水採取の規制等を行うことにより、地盤沈下を未然に防止すること。

(内容)

工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく許可の審査のほか、地下水採取の実態を把握するため、地下水の採取量について報告の徴収を行い、必要に応じ事業者に対し指導を実施しました。

また、府内の地盤沈下の状況を把握するため、計 15 箇所の地盤沈下・地下水位観測所において地盤沈下量と地下水位の観測を行いました。



<2023 年度の取組実績>

- ・工業用水法に基づく許可、地下水採取量報告徴収
- ・地盤沈下量、地下水位の観測 15 箇所

地盤沈下・地下水位観測所

【参考】2023 年度末時点

- ・工業用水法に基づく許可件数 81 件
- ・地下水採取量報告徴収対象件数 1,412 件

【環境管理室 06-6210-9579】

環境監視

■大気汚染常時監視

[144,392 千円]

(目的)

府内の大気の汚染状況の常時監視、分析を行い、環境基準の適否など環境の現状を把握するとともに、健康被害等の未然防止を図ること。

(内容)

大気汚染自動測定機を整備するとともに、国設測定局の維持管理を受託し、大気汚染状況を連続的に監視して環境基準の適否を評価、公表しました。

光化学スモッグ注意報等の発令(予報:5回、注意報:4回)、周知を行いました。微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起が必要となる日は、ありませんでした。

また、PM2.5について成分分析を行い環境の現状を把握する他、有害大気汚染物質について、調査・分析を実施して汚染状況を把握し、アスベストについても大気中濃度を経年的に測定、公表しました。



大気汚染自動測定機

<2023年度の取組実績>

- ・大気汚染常時監視 27局(国設局2局を含む)
- ・PM2.5 成分分析1地点
- ・有害大気汚染物質モニタリング6地点
- ・アスベスト環境モニタリング4地点

【環境管理室 06-6210-9621】

■公共用水域常時監視

[59,030 千円]

(目的)

公共用水域及び地下水の水質を常時監視し、環境基準の適否など環境の現状を把握すること。

(内容)

河川及び海域における水質等の常時監視を行い、環境基準の適否を評価、公表しました。

地下水質の常時監視(概況調査、継続監視調査、汚染井戸周辺地区調査)を行い、環境基準の適否を評価、公表しました。

環境省からの受託により、大阪湾を含む瀬戸内海における水質汚濁、富栄養化の実態を広域的かつ統一的に把握するための調査のうち、大阪湾の調査を行いました。



河川の調査風景

<2023年度の取組実績>

- ・河川(水質 57 地点、底質9地点)
- ・海域(水質 15 地点、底質5地点)
- ・地下水質(概況調査 20 地点、継続監視調査 35 地点)
- ・環境省受託調査 大阪湾海域(水質7地点、底質 2 地点、マクロベントス(底生生物)2地点)

【環境管理室 06-6210-9621】

■ダイオキシン類常時監視

[11,074 千円]

(目的)

ダイオキシン類について、府内の環境状況を継続的に把握すること。

(内容)

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、河川・海域(水質、底質)、地下水質、土壤のダイオキシン類の常時監視を行い、府内の汚染状況を把握しました。

<2023年度の取組実績>

- ・大気 6 地点
- ・河川水質・底質 20 地点
- ・海域水質・底質 5 地点
- ・地下水質 6 地点
- ・土壤 6 地点



大気試料の採取風景

【環境管理室 06-6210-9621】

公害紛争処理

■公害審査会

[1,024 千円]

(目的)

公害紛争処理法に基づき、知事の附属機関として公害に係る紛争について調停、あっせん、仲裁を行い、府内の紛争解決に取り組むこと。

(内容)

公害審査会は、府民、事業者等からの公害紛争処理法に基づく調停申請に対応して、当事者同士の話し合いによる紛争の解決を図るため、「調停委員会」を設置して迅速かつ適正に手続きを進めました。

また、公害審査会全体会議を開催し、審査会委員が係属中の公害調停の進捗状況について意見交換を行いました。



<2023年度の取組実績>

- ・公害紛争処理法に基づく申請に対応

【参考】

- ・係属中 7件(2024年3月現在)
- ・終結 2件(2023年度)
- ・新規受付件数 4件(2023年度)

公害審査会全体会議
(年2回開催予定)

【環境管理室 06-6210-9580】

V 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進

《2030年の実現すべき姿》

- 府民、事業者、民間団体、行政など各主体が積極的に参加し、自ら行動する社会となっている。
- みどりが多く、豊かな水辺や歴史・文化が活かされ、多様な働き方が普及とともに、安全・安心で持続可能な「暮らしやすい」「働きやすい」「訪れたくなる」都市となっている。
- ヒートアイランド現象が緩和されるなど、快適な生活環境が確保されている。

～「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたくなる」都市をめざして～

■府民参加の促進



学生ボランティアによる棚田保全活動

■みどりの風を感じる大阪



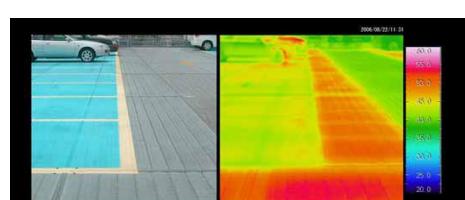
■ヒートアイランド対策の推進



屋上緑化



透水性・保水性舗装



■魅力ある景観の形成

■歴史的・文化的環境の形成



● 施策の方向

- 環境情報の発信・環境教育等の推進
- 府民参加の促進
- みどりと水辺の保全と創造
- 森林吸収・緑化等の推進
- ヒートアイランド対策の推進
- 魅力ある景観の形成
- 歴史的・文化的環境の形成
- 環境影響評価制度の推進
- 広域連携の推進

《分野別計画及び目標》

➤ 大阪府環境教育等行動計画(2024年3月改定)

概要:府民が広く環境保全活動に取り組み、持続可能な社会の実現に向けて自ら問題解決能力を育んでいくことができるよう環境教育等を推進する施策の充実を図る。

目標:環境総合計画のめざすべき将来像を踏まえ、持続可能な社会が実現するよう以下の目標を設定

- ・環境課題と社会・経済課題の関連を理解し、環境課題の解決に向けて自ら進んで参加・行動する府民を増やす
- ・他の主体と相互に連携・協働して環境保全活動の輪を広げ、環境のもたらす恵みを次世代に引き継ぐことができる府民や団体を増やす

➤ みどりの大阪推進計画

概要:「みどりの風を感じる大都市・大阪」を実現するため、大阪府のみどりに関する総合的な計画として、施策の推進方向や実現戦略を示す。

計画の期間:2009年～2025年

目標:・緑地の確保目標:府域面積に対する割合を約4割以上確保

・緑化の目標(市街化区域):緑被率20%(現況の1.5倍)

➤ ヒートアイランド対策推進計画

計画の期間:2015年度から2025年度

目標:①住宅地域における夏の夜間の気温を下げるにより、地球温暖化の影響を除外した熱帯夜日数^(※)を2000年より3割減らす。

※都市化の影響が少ない全国15地点のデータから算出した地球温暖化による影響と考えられる気温上昇分を除いて算出した熱帯夜日数

②屋外空間における既存のクールスポットの活用や創出をすることにより、屋外空間における夏の昼間の暑熱環境を改善する。

➤ 都市景観ビジョン・大阪

概要:大阪府景観条例に基づく「大阪府景観形成基本方針」として策定するものであり、大阪府の景観特性を踏まえ、広域的な視点と地域的な視点からの景観形成の方向性を示す。

➤ 大阪府文化財保存活用大綱

概要:大阪府における文化財の保存・活用に関する施策の方向性を示すもの。めざすべき姿、基本理念、基本方針、それらに基づき文化財の保存・活用を図るために講ずる措置や、防災・防犯及び災害発生時の対応等を示す。

施策事業名の横の[]内の数字は、2023(令和5)年度決算額です。

2023年度の主な施策・事業と実績

環境情報の発信・環境教育等の推進

■環境情報の発信

[- 千円]

(目的)

ホームページやメールマガジンを通して、環境イベントや環境モニタリング情報等を発信し、府民・事業者・地域団体・NPO 等の環境保全活動を促進すること。

(内容)

大阪の環境に関する情報のポータルサイトとして、「おおさかの環境ホームページ エコギャラリー」を開設しています。また、環境等イベント情報をお知らせするため、「大阪府環境農林水産イベント情報配信サービス」を配信しました。

最近の大阪の環境に関するイベント情報、水質・大気等の環境モニタリング結果、環境審議会の審議内容、環境白書、条例・計画の情報等、幅広い環境情報について、ホームページ上に速やかに公表するなど積極的に発信することで、府民・事業者・地域団体・NPO 等の環境保全活動の促進を図りました。

<2023年度の取組実績>

- ・メールマガジン「大阪府環境農林水産イベント情報配信サービス」配信件数 12 件



おおさかの環境ホームページ
エコギャラリーのトップページイメージ

【環境農林水産総務課 06-6210-9543】
【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9319】

■環境教育等の推進

[- 千円]

(目的)

府民・事業者等のあらゆる主体に対して環境教育を行うことにより、様々な環境問題への理解を促進し、環境配慮意識の向上を図ること。

(内容)

「環境教育等行動計画」に基づき、学校、企業等への各種出前講座や各種施設見学会等を実施するなど、環境学習と環境保全活動を推進しました。また、大阪の環境教育等を取り巻く環境の変化を踏まえ、2024 年3 月に同計画を改定しました。



小学校での環境教育

<2023年度の取組実績>

- ・府庁の各部局で取り組む環境教育出前講座等事業数 34 事業

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9288】

府民参加の促進

■府民協働推進事業

[1,996 千円]

(目的)

地方公共団体、事業者、府民及び民間団体の協働により、豊かな環境の保全と創造に関する活動を積極的に推進すること。

(内容)

大阪府環境基本条例に基づき設置している「豊かな環境づくり大阪府民会議」を運営し、会員相互の意見交換を促進するとともに、府民会議のネットワークを活用し、府民、団体、事業者等各主体の協働により、脱炭素社会、海洋プラスチックごみ問題等の環境の課題に対応した持続可能な社会の実現を図るため、様々な主体の連携・協働による各種事業を実施しました。

- ・おおさか環境デジタルメディアコンテスト
- ・こども環境交流サミット
- ・学生エコチャレンジミーティング
- ・環境交流促進事業

<2023年度の取組実績>

- ・おおさか環境デジタルメディアコンテストの開催
- ・こどもエコクラブ交流会開催 1回
- ・学生エコチャレンジミーティング開催 1回
- ・ゼロカーボン・ダイアローグ開催 1回

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9288】

■環境データ「見る」「知る」「活かす」推進事業

[- 千円]

(目的)

産学官連携による環境データのさらなる活用を進め、多様な主体や世代の交流・連携を促進し、府民の環境意識の向上を図り、行動変容を促すこと。

(内容)

庁内部局と連携して環境データの新たな活用を検討するとともに、2021年度から2年間府が整備・運営した環境データ活用拠点で民間が実施するイベント等に環境データの活用事例等を提供し、これらの取組を広く情報発信しました。

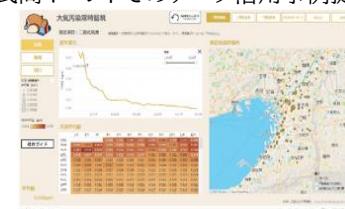
また、府が2024年1月に公開した大阪府ダッシュボードのうち、環境分野のコンテンツ「大気・公共用水域常時監視測定結果」を作成し、グラフやマップを用いてわかりやすく情報発信しました。

<2023年度の取組実績>

- ・環境データ活用に関する民間との連携と情報発信 2回
- ・大阪府ダッシュボードでの「大気・公共用水域常時監視測定結果」の公開



民間イベントでのデータ活用事例提供



ダッシュボード「大気・公共用水域

常時監視測定結果」

【環境管理室 06-6210-9621】

■笑勵OSAKAの推進

[225 千円]

(目的)

府民・企業・行政等、多様な主体の強みを活かした連携・協働により笑顔あふれる大阪を実現すること。

(内容)

公共施設の一定区間を、自治会・企業等に清掃・美化活動を行ってもらい、地域コミュニティーの活性化、地域への愛着を創出しました。

<2023年度の取組実績>

- ・グッズ(ゴミ袋・軍手)を購入、その他グッズとともに希望団体に配布



笑勵 OSAKA
ロゴマーク

【事業調整室 06-6944-9269】

■農業・農空間に関する活動への府民の参加促進

[1,996 千円]

(目的)

農業の担い手が減少する中、企業や学生等の幅広い府民参加により、農業・農空間の持つ多様な機能の発揮促進を図ること。

(内容)

府民が気軽に農空間での活動に参加できるよう、企業や学生、農空間保全団体等の多様な主体が参画する「おおさか農空間づくりプラットフォーム」を運営し、農空間の魅力や活動等に関する情報の発信、府民と地域のマッチングを支援しました。



府民が農業・農空間にふれ合う機会を提供

<2023年度の取組実績>

- ・「おおさか農空間づくりプラットフォーム」公式ポータルサイトやインスタグラムを活用した情報発信
- ・都市部における農に親しむスポットの設置(1か所)
- ・郊外部での農業体験イベントの実施(2回)
- ・農空間保全団体等の交流会の実施(1回)

【農政室 06-6210-9600】

みどりと水辺の保全と創造

■ 「みどりの風を感じる大都市・大阪」の推進

[5,900 千円]

(目的)

都市魅力の向上につなげる都市緑化を一層推進するため、部局連携による取組を進め、みどり豊かな魅力あふれる大阪の実現を図ること。

(内容)

市町村との連携や民間寄附の活用を図りながら、民間事業者や地域住民が取り組む緑化空間の整備を推進しました。

(主な事業)

・「みどりづくり推進事業(活動助成)」

地域の緑化活動団体等が行う活動に対し助成しました。

・「地域緑化推進事業」

住民等が協働して行う植栽活動に対し、緑化樹を配付しました。

・「みどりの風の道形成事業」

みどりの風促進区域(※)で企業等が行う緑化に対し、植栽の経費等を補助しました。

(※)海と山をつなぐみどりの太い軸線の形成をめざし、道路や河川などの公共空間と沿線民有地の一体的な緑化を進めるため、12 路線を指定した区域。

・「豊かな緑陰形成等支援事業」

府内各地での緑陰づくり等を促進するため、市町村による道路や公園などの公共空間での緑化整備・再生を支援しました。

・マイツリー事業

府が管理する道路で、寄付者のメッセージ板を添えた樹木を植栽しました。



企業等が行う
緑化のイメージを提供



良好な緑陰空間
のイメージ

<2023 年度の取組実績>

- ・みどりづくり推進事業(活動助成) 1 件
- ・地域緑化推進事業 2,533 本配付
- ・みどりの風の道形成事業 2 地区
- ・マイツリー事業 20 本植栽

【みどり推進室 06-6210-9558】

【公園課 06-6944-7594】

森林吸収・緑化等の推進

■アドプトフォレスト制度による企業の森づくり

[- 千円]

(目的)

企業やNPO法人等の参画により、放置された人工林や竹林等荒廃した森林を整備することで、地球温暖化防止や生物多様性の保全等に資すること。

(内容)

大阪府が、事業者等の要望を聞きながら、活動地や活動内容等の提案を行い、活動地となる市町村や大阪府、事業者等の間で、活動内容や役割分担等を含む協定を結びました。その上で、事業者等は対象地域で間伐や植樹、下草刈りなどの森づくり活動を行いました。

府は、協定を結ぶ際の調印式の実施や、長期の活動を実施する事業者への感謝状贈呈式等により、事業者等の新規参画や意欲向上を図りました。



企業による森づくり活動の様子

<2023年度の取組実績>

2023年度末

- ・全体の活動地区数 39ヶ所
- ・全体の参加団体数 40団体

【みどり推進室 06-6210-9556】

■森林環境譲与税を活用した市町村の森林整備・木材利用に対する技術的支援等

[124,360 千円]

(目的)

国の森林環境譲与税を活用した市町村の森林整備及び木材利用が円滑かつ確実に実施できるよう、府が市町村の支援等をすること。

(内容)

市町村に対し、森林整備に関する技術的支援や、木材利用を実施するため必要な情報提供、助言・指導を行いました。

森林整備に関する技術的支援においては、森林クラウドシステムを構築し、森林情報の一元化と市町村等の関係者間での情報共有体制を構築しました。

木材利用への支援に関しては、府内産木材(国産木材の一部利用も可)を活用して府有施設の内装木質化を実施することにより、市町村が事業検討・実施時に参考となるモデル事例を示しました。

また不特定多数の人が利用する民間施設について府内産木材による内外装の木質化等を支援し、木材を見て触れ感じる場の創出と利用促進による府内産木材の需要拡大を図りました。



市町村向け研修会の様子



ここらの健康総合センターの木質化

<2023年度の取組実績>

- ・森林環境譲与税で森林整備を実施した市町村数
22 市町村
- ・森林環境譲与税で木材利用を実施した市町村数
20 市町村

【みどり推進室 06-6210-9556】

ヒートアイランド対策の推進

■都市緑化を活用した猛暑対策事業

[684,297 千円]

(目的)

多くの人々が屋外で暑くても待たざるを得ないバス停等のある駅前広場などにおいて、暑熱環境の改善を図ること。

(内容)

市町村や鉄軌道・バス事業者などが行う植樹等による緑化及び微細ミスト発生器などの暑熱環境改善設備の設置に対して助成しました。



駅前広場での緑化

<2023年度の取組実績>

- ・駅前広場: 24箇所
- ・単独のバス停: 34箇所

【みどり推進室 06-6210-9558】

■建築物におけるヒートアイランド対策の促進

[- 千円]

(目的)

優れたヒートアイランド対策の取組をした建築主及び設計者を顕彰し、建築物におけるヒートアイランド対策を促進すること。

(内容)

府内の大規模な建築物(延べ面積 2,000 m²以上)の新築等にあたり特に優れたヒートアイランド対策の取組をした建築主及び設計者を対象として、「おおさか気候変動対策賞」の特別賞(愛称：“涼”デザイン建築賞)を公募により選定しました。

<2023年度の取組実績>

- ・おおさか気候変動対策賞特別賞の実施



2023年度受賞建築物
クボタグローバル技術研究所

【建築環境課 06-6210-9725】

魅力ある景観の形成

■府道緑化事業

[973,061 千円]

(目的)

都市の景観形成や環境改善等多様な役割を果たす街路樹の適切な維持管理を行い、安全安心で魅力的な道路環境整備を推進すること。

(内容)

倒木しにくい樹種への更新や樹木が健全に生育できる基盤づくりを行うことにより、地域に親しまれる緑陰づくり、安全安心で魅力的な街路樹空間を形成しました。また、定期的な点検により、倒木や枝折れの発生を予防し、良好な道路環境の創出を図りました。



府管理道路の街路樹整備状況の例
(箕面摂津線)

<2023年度の取組実績>

- ・街路樹の更新・補植 高木:171本 低木:5,298本

【公園課 06-6944-7594】

■美しい景観づくり推進事業

[431 千円]

(目的)

「大阪府景観計画」等による適切な規制誘導の実施や、景観資源の発掘及び情報発信等を通じて、良好な景観形成を図ること。

(内容)

「大阪府景観計画」等による適切な規制誘導を実施しました。

また、府民・事業者・行政による「大阪美しい景観づくり推進会議」の実施、地域の優れた景観資源の発掘・情報発信、景観上優れた建物等を表彰する「大阪都市景観建築賞」の実施などを通じて、府民等の景観に対する関心づくりに取り組みました。



第42回大阪都市景観建築賞
大阪府知事賞
(守口市立さくら小学校)

<2023年度の取組実績>

- ・「大阪美しい景観づくり推進会議」の開催 1回
- ・「大阪都市景観建築賞」の実施

【建築環境課 06-6210-9718】

■ビュースポットおおさか発掘・発信プロジェクト

[967 千円]

(目的)

府民・事業者・来訪者の景観に対する関心を高め、府内全体の良好な景観形成を推進すること。

(内容)

世界に誇れる大阪の魅力ある景観、きらりと光る個性豊かで多彩な大阪の景観を美しく眺めることのできる場所(ビュースポット)を一般からの募集により発掘し、「ビュースポットおおさか」として選定したものを発信するとともに、選定したビュースポットを活用した周遊促進事業を継続的に実施し、スポットに立ち寄り、景観を楽しんでいただける取組を実施しました。



(泉北高速鉄道と泉北1号線
を眺める泉ヶ丘松城橋)

ビュースポットおおさか 第4回選定

<2023年度の取組実績>

- ・「第4回 ビュースポットおおさか」の実施



(近畿電車の線路を眺める
澤田八幡神社)

ビュースポットおおさか 第4回選定
【建築環境課 06-6210-9718】

歴史的・文化的環境の形成

■指定文化財等の保全・活用と次世代への継承

[11,903 千円]

(目的)

府の誇る指定文化財等の貴重な文化遺産を適切に保存・活用するとともに、これを確実に次世代に継承することによって、郷土への誇りや伝統・文化を尊重する心を育むこと。

(内容)

府内に所在する各種文化財の把握に努め、特に価値が高いものについては、文化財指定等による保存の措置を講じました。

また永くこれを伝えていくため、必要な修理や防災設備の新設・点検・改修等が滞りなく進められるよう、専門的見地からの技術的支援を行うとともに、必要な場合は補助事業として財政的支援を行いました。



信(じん)の庭(にわ)付(つき)合(あ)い
オガタマノキ(泉南市)

<2023年度の取組実績>

- ・文化財指定、登録の推進 新指定 2件
- ・文化財保存修理等の補助 11件

【文化財保護課 06-6210-9902】

環境影響評価制度の推進

■環境影響評価制度

[896 千円]

(目的)

環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき環境アセスメント手続を行うことにより、大規模事業に係る環境保全について、適正な配慮がなされることを確保すること。

(内容)

学識経験者により構成される環境影響評価審査会の調査審議が円滑に行われるよう事務局として同審査会を適切に運営しました。また、環境影響評価法等の対象事業について、環境影響評価図書の作成を指導するとともに、事後調査報告書の提出を受けて対象事業の実施による環境影響及び環境保全対策の履行状況を確認し、必要に応じ事業者に環境保全についての措置を講じるよう求めました。



環境影響評価審査会による
事業計画地の現地調査

<2023年度の取組実績>

- ・環境配慮の事前検討やわかりやすい環境影響評価図書の作成等に関する事業者への適切な指導

【参考】

- ・計画段階環境配慮書の審査 1事業
- ・環境影響評価方法書の審査 1事業
- ・環境影響評価準備書の審査 1事業
- ・事後調査報告書の縦覧 3事業

【環境管理室 06-6210-9580】

広域連携の推進

■関西広域連合における広域的な環境保全対策の推進（広域環境保全）

[15,056 千円]

（目的）

関西広域連合での温室効果ガス削減のための取組や府県を越えた鳥獣保護管理の取組等の広域的な環境保全の対策を推進すること。

（内容）

地域環境・地球環境問題に対応し、環境・経済・社会の統合的向上による持続可能な関西の実現をめざすため、「脱炭素社会づくりの推進」、「自然共生型社会づくりの推進」、「循環型社会づくりの推進」、「持続可能な社会を担う人育ての推進」の取組を実施しました。



関西広域連合シンボルマーク

<2023年度の取組実績>

広域環境保全計画に基づき、下記分野について取組を実施

（脱炭素社会づくりの推進）

- ・ 地球温暖化対策の推進

（自然共生型社会づくりの推進）

- ・ 関西地域カワウ広域保護管理計画の推進
- ・ ニホンジカ等の広域的な鳥獣対策の推進

（循環型社会づくりの推進）

- ・ プラスチックごみ削減に向けた取組の推進

（持続可能な社会を担う人育ての推進）

- ・ 地域特性を活かした交流型環境学習の推進
- ・ 若者参画による環境学習プログラムの推進
- ・ 環境・経済・社会のつながり創生に向けた交流の推進

【企画室連携課 06-4397-3308】

【産業創造課 06-6210-9486】

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9549】

【循環型社会推進室 06-6210-9567】

【環境管理室 06-6210-9577】

【動物愛護畜産課 06-6210-9619】

■関西広域連合におけるプラスチック対策の推進（プラスチック対策検討会）

[2,289 千円]

（目的）

「プラスチックごみ対策の先進地域・関西」の確立をめざし、関西広域での取組を進め、地域創生につなげること。

（内容）

プラスチック代替品の普及に向けた取組事例や課題への対応策などを盛り込んだ情報集や、プラスチックごみ散乱状況推計モデル及び利活用マニュアルの更新を行うとともに、それらの利用拡大を図るために自治体や事業者向けの研修会等を開催しました。

また、構成府県市や事業者団体等の活動の促進に資する情報共有を行うため、プラットフォームを運営しました。



関西プラスチックごみゼロ宣言
(2019.5)

<2023年度の取組実績>

- ・プラスチック代替品の普及に資する情報集やプラスチックごみ散乱状況推計モデル・利活用マニュアルの更新
- ・研修会の開催(2回)
- ・プラスチック対策プラットフォームの開催(3回)

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9319】

【循環型社会推進室 06-6210-9567】

【環境管理室 06-6210-9577】

【商工労働総務課 06-6210-9294】

**大阪府環境白書の全体版は、
以下の HP で公開しています。**

https://www.pref.osaka.lg.jp/kannosuisoken/hakusyo/hakusyo_2024.html

大阪府 環境白書 で 検索  し、2024 年版をクリック！

《表紙について》

豊かな環境づくり大阪府民会議主催 『令和5年度おおさか環境デジタルメディアコンテスト』

デジタルポスター部門 優秀賞受賞作品 『地球のためにできること』（作者：石川悠奈さん）

《裏表紙について》

豊かな環境づくり大阪府民会議主催 『令和5年度おおさか環境デジタルメディアコンテスト』

デジタルポスター部門 優秀賞受賞作品 『進みだそう』（作者：秋森美穂）



行こう、脱炭素社会へ。

一人一人の行動が未来に繋がる



節電



節水



育てる



アイドリングストップ



マイバッグ・マイボトル



環境農林水産部エネルギー政策課 令和7年3月発行

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 22 階

TEL 06(6210)9549 / FAX 06(6210)9259